

# 新型コロナウイルス感染症対応の 振り返り（5類移行まで）

令和6年3月

 広島市

# はじめに

令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に拡がり、国内においては令和2年1月15日に初めて新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者」という。）が確認され、感染の拡大と収束が繰り返されてきました。また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が幾度も発令され、国民の生活様式の変更が求められるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

本市においては、令和2年2月23日に他県で確認された患者が本市に滞在していたことを受け、同月26日、市長を本部長とする「広島市新型コロナウイルス感染症対策本部」と各区に区長を本部長とする区対策本部を設置し、警戒を強めていましたが、令和2年3月6日に第1例目の患者が確認されました。

このような体制の下、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症へ移行されるまでの間、感染状況や変異株の特性に応じて、様々な対応を行ってきました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、原則、国・県の方針に基づき行ってきたところですが、改めて本市の対応を振り返り、整理することで、この度の経験を今後の感染症対策に活用するものです。

# 目次

## 第1章 本市における感染状況

(1) 月別新規患者数	3
(2) 新規患者数の推移	4
(3) 死亡者数	4
(4) 他指定都市との比較（感染者数・死亡者数）	5
(5) 患者の年代別割合	5
(6) 推定感染経路	6
(7) 相談件数の推移	6
(8) 療養先別の推移	7
(9) クラスター発生状況	8
(10) 救急搬送等	9

## 第2章 本市における感染対策

(1) 感染対策の啓発等	10
(2) 相談対応	10
(3) PCR検査等	11
(4) 診療及び検査体制	12
(5) 検査の実施体制	12
(6) 積極的疫学調査（患者調査）	13
(7) 療養先の決定・調整	13
(8) 健康観察	14

# 目次

(9) 患者移送の体制	14
(10) 事業所や施設への指導等	15
(11) 広島市感染症対策協議会の開催	15
(12) 施設等における感染対策	16
(13) イベントに関する制限等	18
(14) 本市所管施設の臨時休業等の方針	19
(15) ワクチン接種	19

## 第3章 各感染拡大期の本市の取組等

(1) 市内未発生期（令和2年1月～2月）	21
(2) 市内発生早期（令和2年3月～5月）	22
(3) 第2波（令和2年6月～令和2年10月）	24
(4) 第3波（令和2年11月～令和3年2月）	25
(5) 第4波（令和3年3月～令和3年6月）	26
(6) 第5波（令和3年7月～令和3年10月）	27
(7) 第6波（令和3年11月～令和4年6月）	29
(8) 第7波（令和4年7月～令和4年10月）	31
(9) 第8波（令和4年11月～令和5年5月）	33

## 第4章 まとめ・今後の対応

まとめ・今後の対応	34
-----------	----

# 第1章 本市における感染状況

# (1) 月別新規患者数

新規患者数：感染症法に基づく発生届の届出数

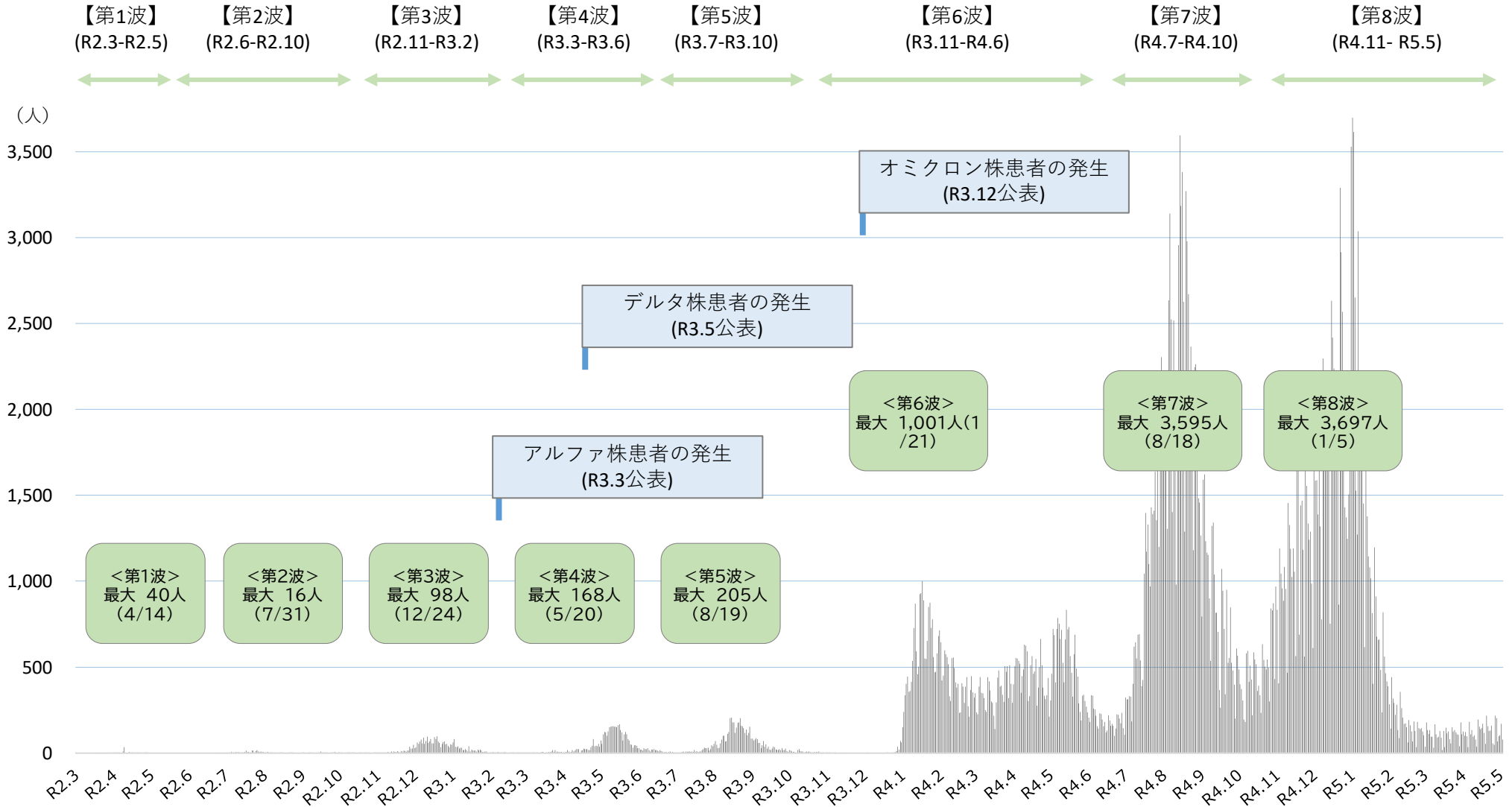
※ R5. 5. 7までのデータを集計

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
R2年度	74	6	1	129	73	38	32	156	1,820	851	86	115
R3年度	541	3,220	547	323	3,354	1,547	255	18	21	16,332	12,495	10,909
R4年度	13,955	16,017	6,272	23,659	69,730	28,671	13,783	31,990	54,624	45,702	6,065	3,340
R5年度	3,508	935	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# (2) 新規患者数の推移

1日あたりの新規患者数

※ R5.5.7までのデータを集計



# (3) 死亡者数

※ R5.5.7までのデータを集計

区分	患者数	死亡者数											患者数に対する死亡者数の割合
			10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	
第1波～2波 (R2.3-R2.10)	357人	1人									1人 (100%)		0.28%
第3波 (R2.11-R3.2)	2,913人	62人						1人 (1.6%)	6人 (9.7%)	13人 (21.0%)	27人 (43.5%)	15人 (24.2%)	2.13%
第4波 (R3.3-R3.6)	4,423人	51人			1人 (2.0%)			1人 (2.0%)	7人 (13.7%)	14人 (27.4%)	20人 (39.2%)	8人 (15.7%)	1.15%
第5波 (R3.7-R3.10)	5,479人	13人					1人 (7.7%)	1人 (7.7%)	3人 (23.1%)	3人 (23.1%)	1人 (7.7%)	4人 (30.7%)	0.24%
第6波 (R3.11-R4.6)	76,019人	93人					1人 (1.1%)	2人 (2.2%)	3人 (3.2%)	14人 (15.0%)	33人 (35.5%)	40人 (43.0%)	0.12%
第7波 (R4.7-R4.10)	135,843人	74人	1人 (1.4%)			1人 (1.4%)	1人 (1.4%)	1人 (1.4%)	3人 (4.0%)	14人 (18.9%)	24人 (32.4%)	29人 (39.1%)	0.05%
第8波 (R4.11-R5.5)	146,164人	164人				1人 (0.6%)	1人 (0.6%)		6人 (3.7%)	30人 (18.3%)	59人 (36.0%)	67人 (40.8%)	0.11%
合計	371,198人	458人	1人 (0.2%)		1人 (0.2%)	2人 (0.4%)	4人 (0.9%)	6人 (1.3%)	28人 (6.1%)	89人 (19.5%)	164人 (35.8%)	163人 (35.6%)	0.12%

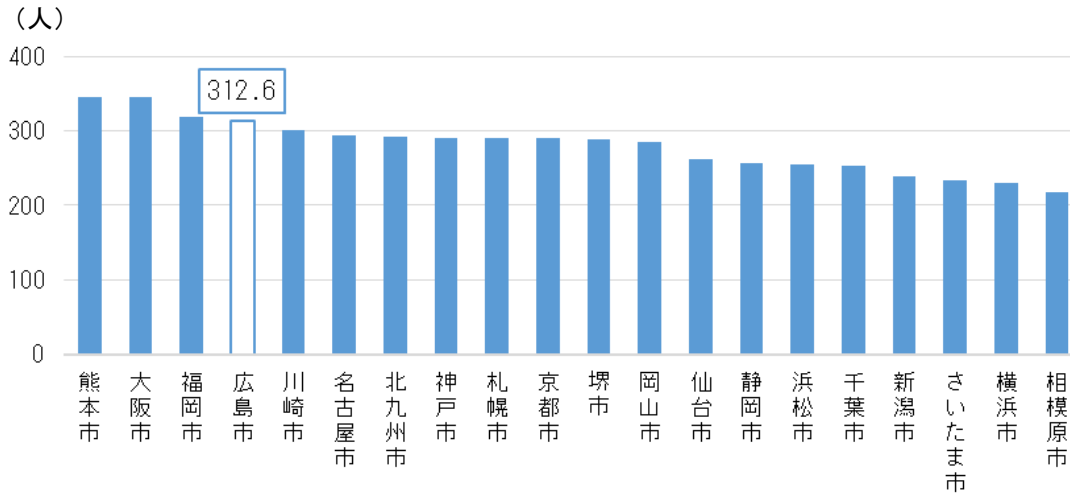
※ (%) 各波における死亡者数の年代別の割合



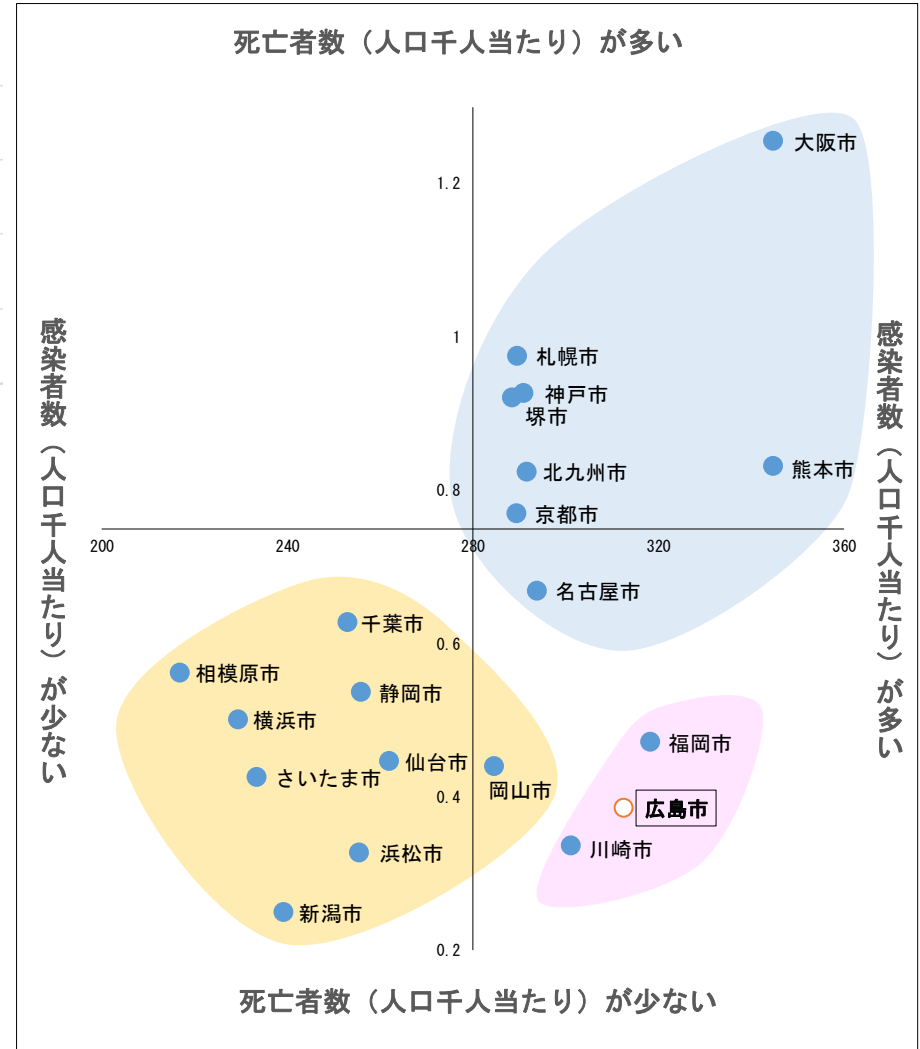
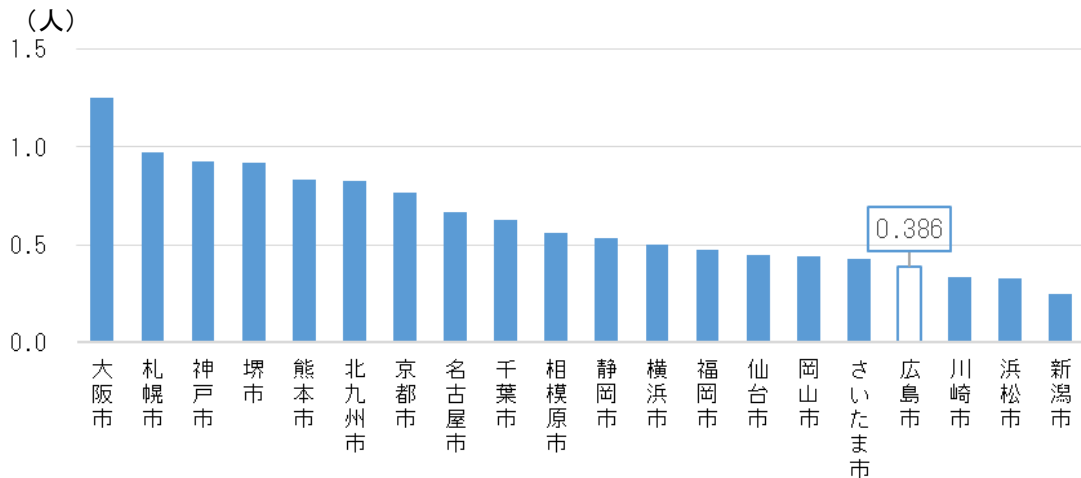
# (4) 他指定都市との比較（感染者数・死亡者数）

※ 各指定都市のホームページ等から本市が独自に集計（人口は令和5年4月1日時点）

【人口千人当たりの感染者数（R5.5.7までの累計感染者数÷人口×1,000）】

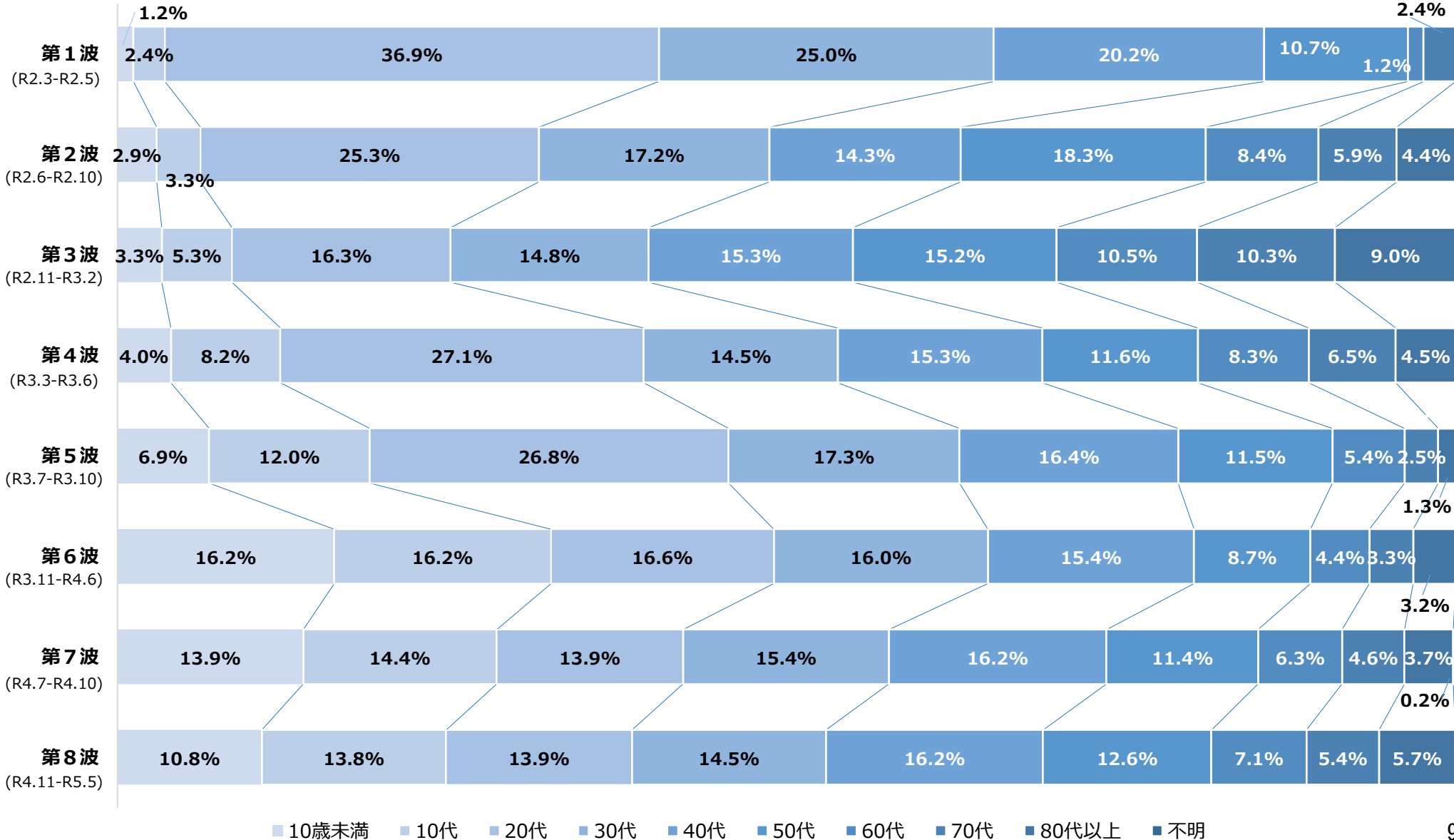


【人口千人当たりの死亡者数（R5.5.7までの累計死亡者数÷人口×1,000）】

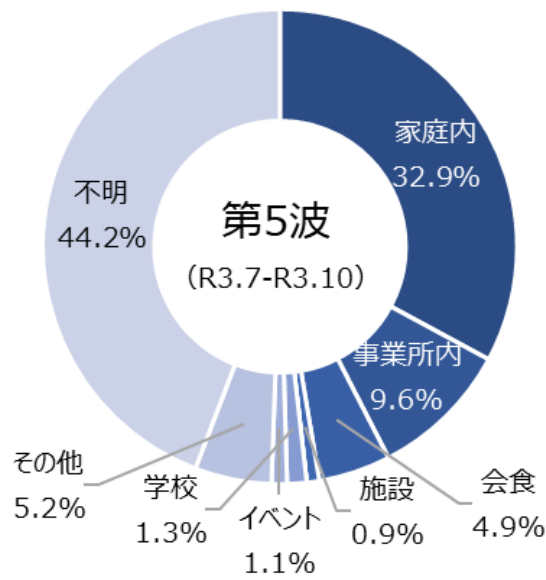
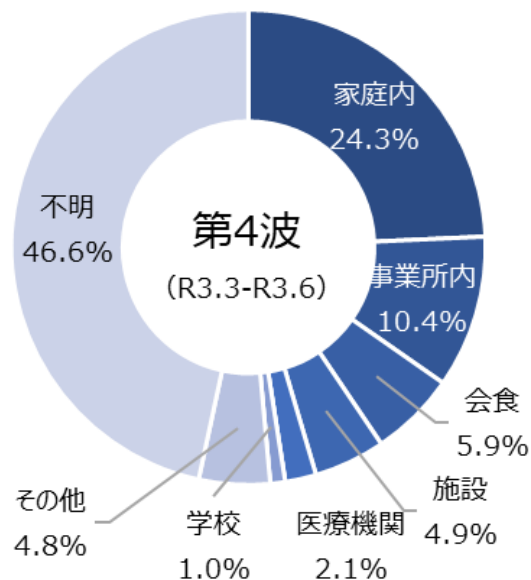
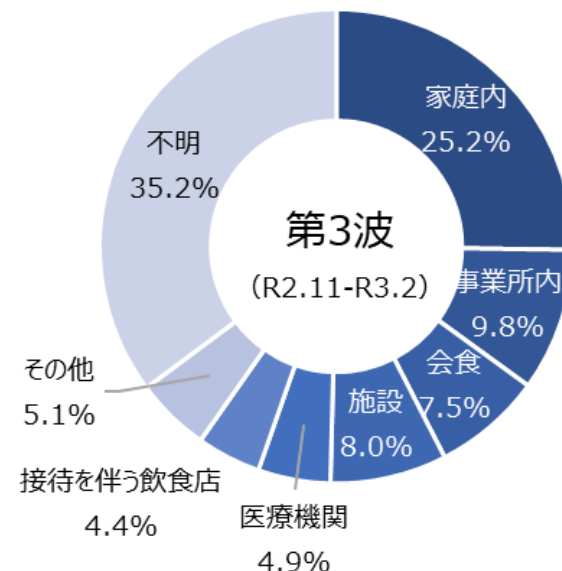
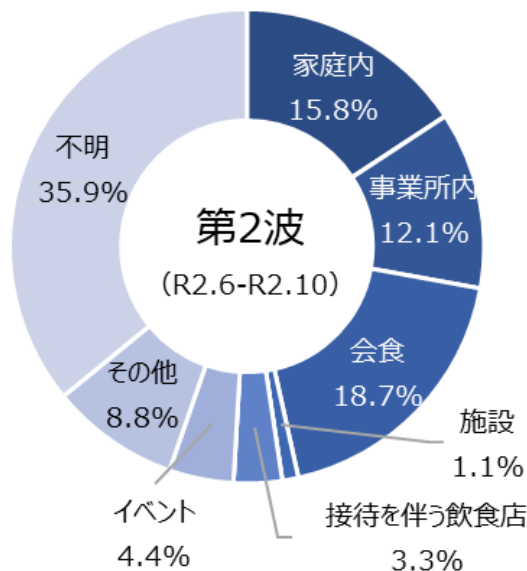
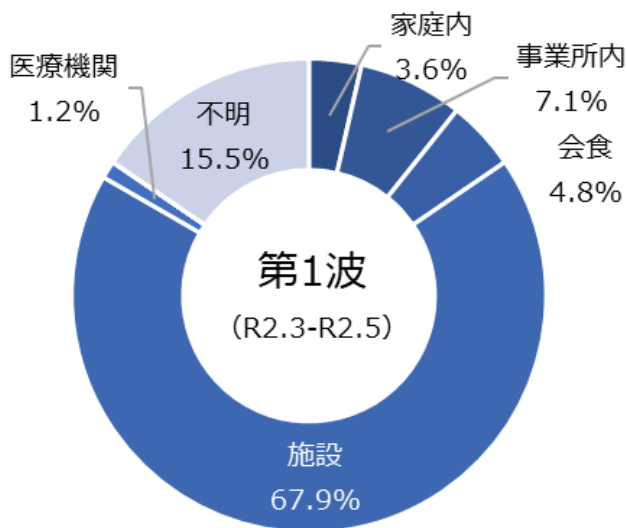


# (5) 患者の年代別割合

※ R5. 5. 7までのデータを集計



# (6) 推定感染経路

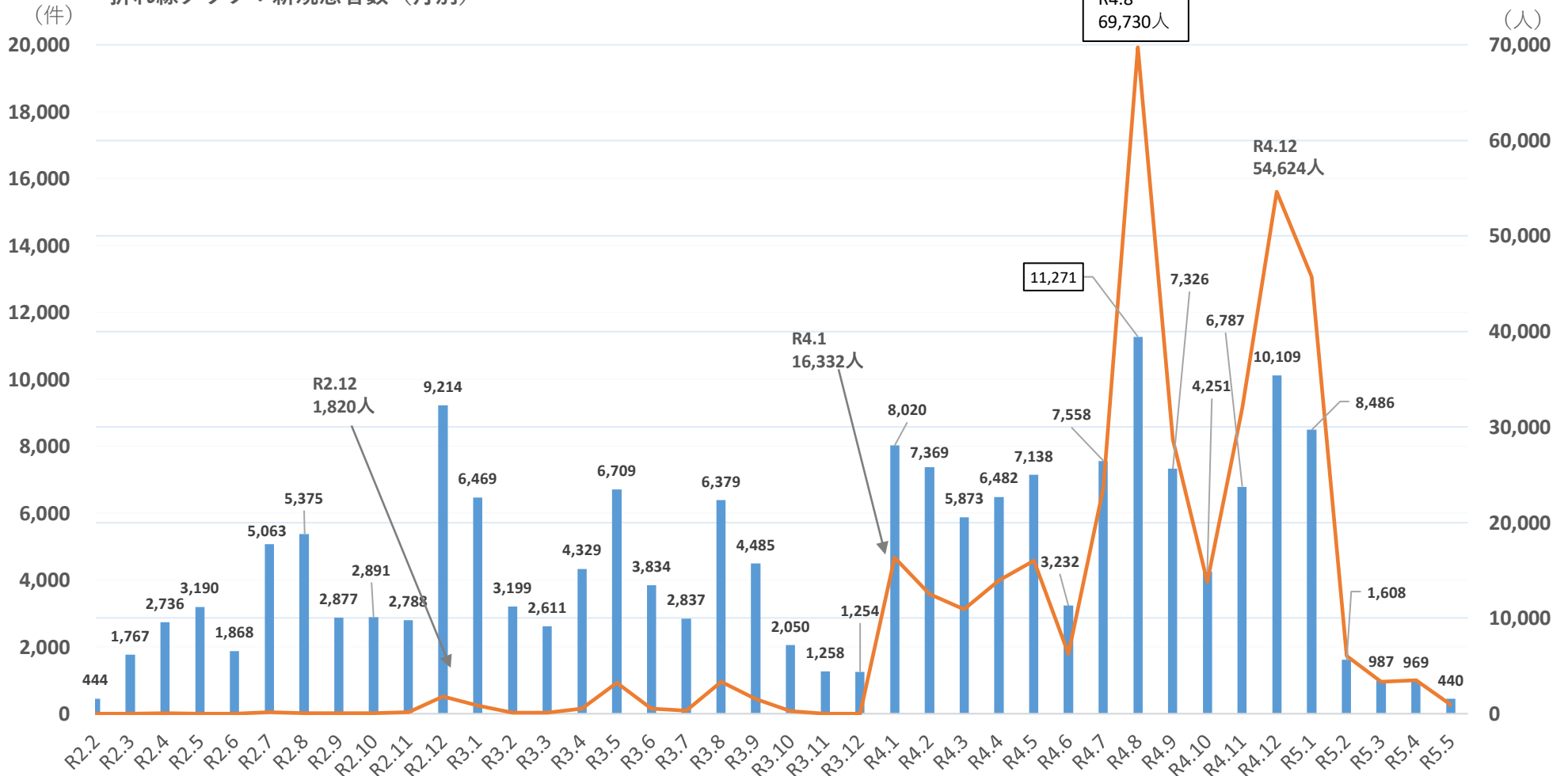


※ 第6波以降については、オミクロン株の影響による爆発的な新規患者数の発生により、積極的疫学調査の方針を変更したことから、推定感染経路の把握を行っていない。

# (7) 相談件数の推移

※ R5. 5. 7までのデータを集計

棒グラフ：積極ガードダイヤルで受電した件数（月別）  
折れ線グラフ：新規患者数（月別）



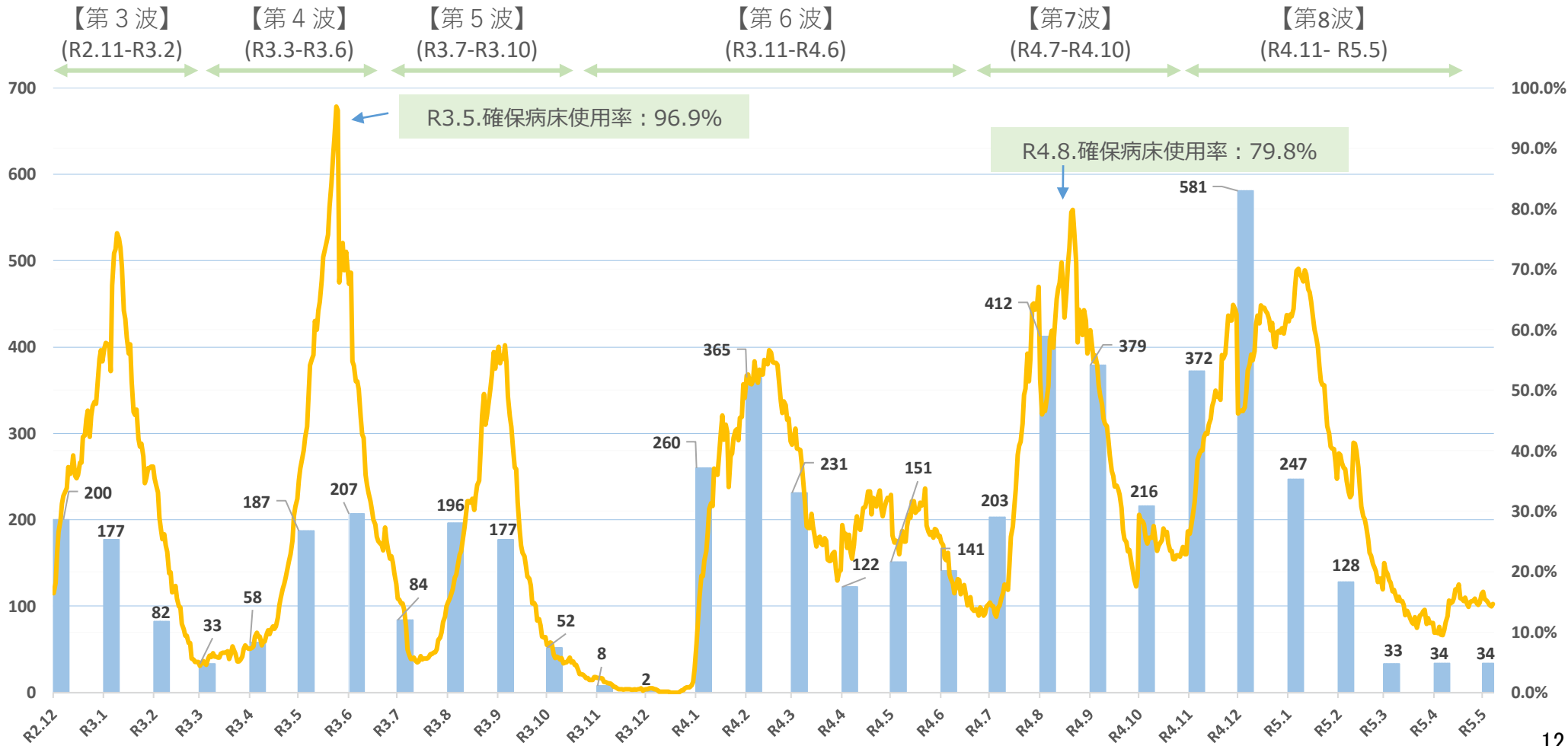
上記件数は令和2年2月に広島県と県内保健所設置市で共同設置した「積極ガードダイヤル」への相談件数であり、上記件数以外にも「各区保健センター」、「自宅療養者相談センター」、「広島県フォローアップセンター」、「宿泊・自宅療養証明書受付事務局」において内容に応じた相談対応を行った。

# (8) 療養先別の推移

## 【医療機関】

※ 本市で集計を開始したR2.12からR5.5.7までのデータを集計

棒グラフ 本市対応患者の月別の入院患者数（月内で最も入院患者が多い日の数値）  
折れ線グラフ 広島県内の日別の確保病床使用率

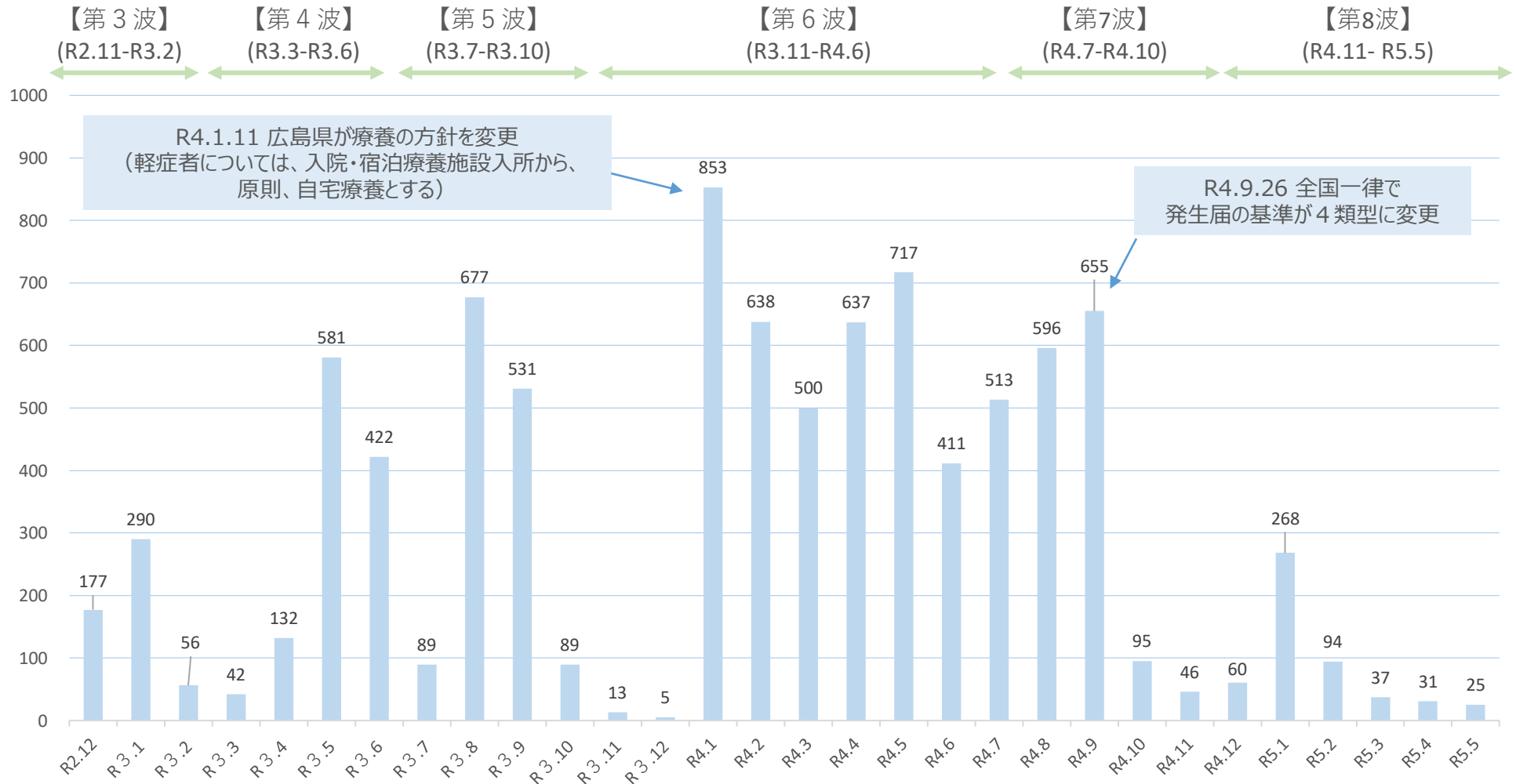


# (8) 療養先別の推移

## 【宿泊療養施設】

※ 本市で集計を開始したR2.12からR5.5.7までのデータを集計

月別の宿泊療養施設入所者数（月内で最も入所者が多い日の数値）

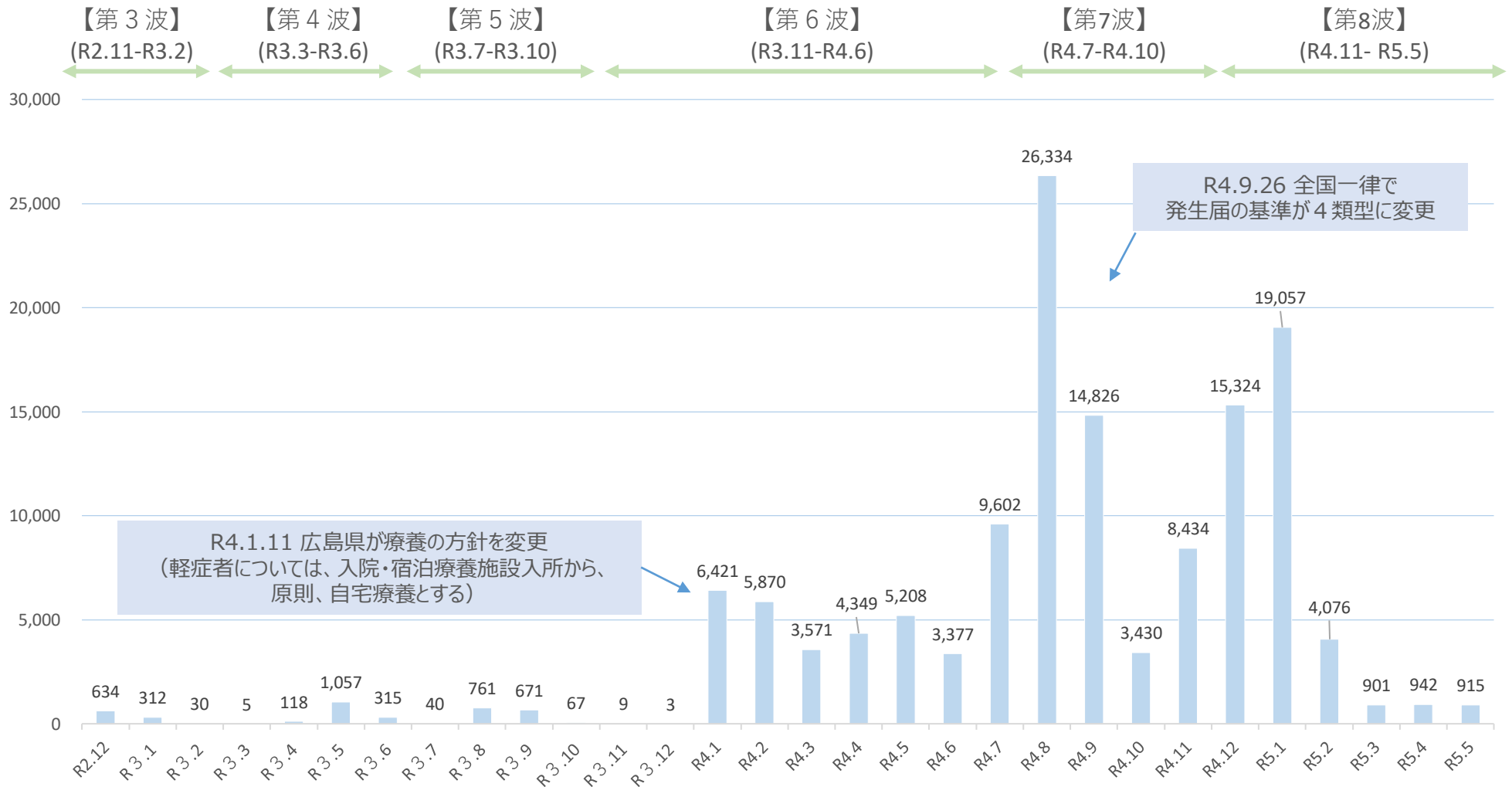


# (8) 療養先別の推移

## 【自宅】

※ 本市で集計を開始したR2.12からR5.5.7までのデータを集計

月別の自宅療養者数等（月内で最も療養者が多い日の数値）  
 ※入院や宿泊療養施設への入院調整中などの患者を含む。



# (9) クラスタ発生状況

クラスター：患者間の関連が認められた集団のこと

※ 本市で集計を開始したR2. 11からR5. 5. 7までのデータを集計

区分【合計】	医療機関	高齢者施設等	社会福祉施設	学校	保育施設	接待を伴う飲食店	事業所	会食	その他
第3波【46件】 (R2. 11～R3. 2)	8件	14件	0件	1件	1件	7件	7件	5件	3件
第4波【49件】 (R3. 3～R3. 6)	7件	10件	2件	2件	1件	0件	13件	3件	11件
第5波【53件】 (R3. 7～R3. 10)	1件	4件	1件	2件	2件	1件	26件	5件	11件
第6波【240件】 (R3. 11～R4. 6)	23件	64件	8件	90件	49件	—	—	—	6件
第7波【313件】 (R4. 7～R4. 10)	4件	33件	4件	213件	59件	—	—	—	—
第8波【432件】 (R4. 11～R5. 5)	20件	232件	15件	144件	21件	—	—	—	—

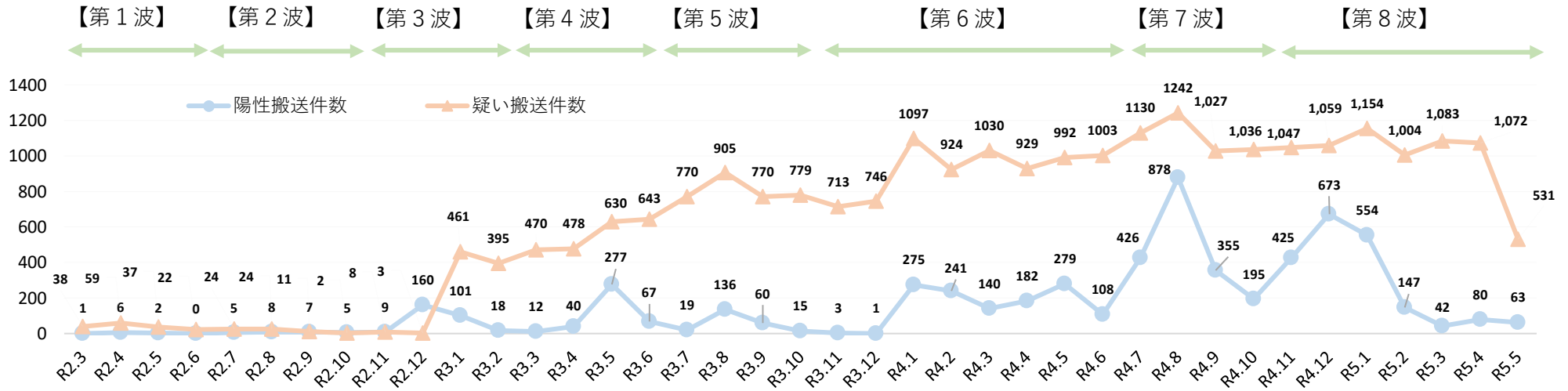
- 第6波以降は、施設等からの報告などにより本市が把握できた件数
- 「高齢者施設等」は、入所施設のほか介護事業所を含む
- 「社会福祉施設」は、他の区分にある「高齢者施設等」や「保育施設」を除いた施設とする
- 「その他」は、スポーツクラブ、社員寮、イベントやサークル活動など



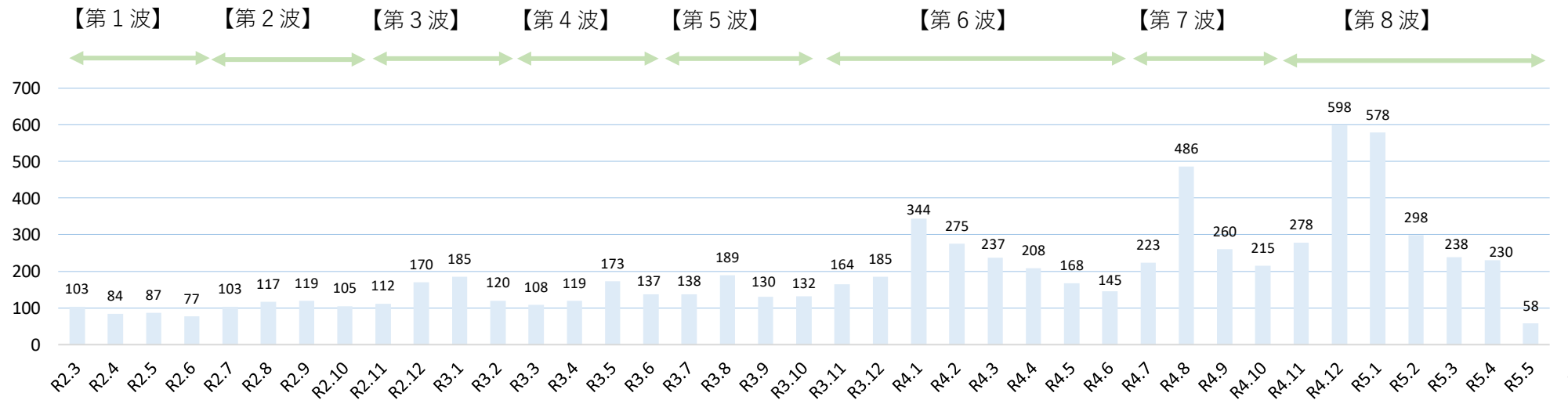
# (10) 救急搬送等

【感染症患者等に係る救急出動状況（月別）】

※ R5. 5. 7までのデータを集計



【搬送困難事案の件数（月別）】



# 第2章

## 本市における感染対策

# (1) 感染対策の啓発等

様々な広報媒体を活用することで、幅広い世代の市民に対して感染対策の啓発等を行った。

主な取組	概要																					
記者会見の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症に係る情報を正確かつ迅速に発信するため、「感染対策」、「患者発生報告」、「クラスター発生報告」及び「ワクチン接種」等に係る記者会見を実施</li> <li>令和元年度に10回、令和2年度には80回以上の記者会見を実施</li> <li>一部の記者会見については、「広島市YouTube公式チャンネル」で閲覧可能</li> <li>感染拡大防止のためにクラスターが発生した店名等を公表した事例あり</li> </ul>																					
市ホームページへの情報掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に係る特設ページを作成し、様々な情報を掲載</li> </ul> <table border="1" data-bbox="499 615 1520 872"> <thead> <tr> <th colspan="3">【主な掲載情報】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市内の感染状況や感染対策に係る情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新型コロナウイルス感染症に係る主な相談窓口や問合せ先の情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ワクチン接種に係る情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・市主催イベント等の中止、延期情報及び所管施設の臨時休館等の情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・事業者に対する支援などの情報 など</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・令和2年6月、市立大学等の協力を得てポータルサイトを開設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【主な掲載情報】			・市内の感染状況や感染対策に係る情報			・新型コロナウイルス感染症に係る主な相談窓口や問合せ先の情報			・ワクチン接種に係る情報			・市主催イベント等の中止、延期情報及び所管施設の臨時休館等の情報			・事業者に対する支援などの情報 など			・令和2年6月、市立大学等の協力を得てポータルサイトを開設		
【主な掲載情報】																						
・市内の感染状況や感染対策に係る情報																						
・新型コロナウイルス感染症に係る主な相談窓口や問合せ先の情報																						
・ワクチン接種に係る情報																						
・市主催イベント等の中止、延期情報及び所管施設の臨時休館等の情報																						
・事業者に対する支援などの情報 など																						
・令和2年6月、市立大学等の協力を得てポータルサイトを開設																						
SNSを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月以降、広島市LINE公式アカウントなどの登録者に対して、最新の感染状況やワクチン接種に係る情報を積極的に発信</li> </ul>																					
市広報紙への情報掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年3月以降、本市広報紙（市民と市政）で新型コロナウイルス感染症に係る情報を提供</li> </ul>																					
市長メッセージの発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年3月以降、感染拡大期、緊急事態宣言の発令時期や感染拡大の恐れがある大型連休の前等の節目のタイミングにおいて、感染対策等に係る市長メッセージを発信</li> <li>この市長メッセージは、「広島市防災情報メール」を活用するなど、多くの広島市民へ発信</li> </ul> <table border="1" data-bbox="499 1179 1587 1358"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施月</th> <th>合計回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4月(3回)、5月、7月(2回)、10月、12月(3回)、1月</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4月(2回)、5月(3回)、6月、8月(2回)、1月</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7月</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の内容を含むもの</p>	年度	実施月	合計回数	令和元年度	3月	1回	令和2年度	4月(3回)、5月、7月(2回)、10月、12月(3回)、1月	11回	令和3年度	4月(2回)、5月(3回)、6月、8月(2回)、1月	9回	令和4年度	7月	1回						
年度	実施月	合計回数																				
令和元年度	3月	1回																				
令和2年度	4月(3回)、5月、7月(2回)、10月、12月(3回)、1月	11回																				
令和3年度	4月(2回)、5月(3回)、6月、8月(2回)、1月	9回																				
令和4年度	7月	1回																				

## (2) 相談対応

問合せ内容に応じたコールセンター等を設置・運営し、患者等が相談しやすい体制を整備した。

年月	概要
R2. 2	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間・休日相談対応のコールセンター（積極ガードダイヤル）を設置（広島県及び県内保健所設置市が共同で開設）</li></ul>
R4. 5	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅療養者の健康観察を「広島県フォローアップセンター」において開始（毎日の健康観察と健康相談を24時間対応で受け付ける。）</li><li>・「宿泊自宅療養証明書（自宅療養等を行ったことについての証明書）」についての問合せ及び受付・発行を行うため、「宿泊自宅療養証明書受付事務局」を設置</li></ul>
R4. 8	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅療養者からの一般相談、健康相談、自宅療養セットの受付及び宿泊療養施設への入所希望受付などをワンストップで行うため、本庁舎内に「自宅療養者相談センター」を設置</li></ul>
R4. 9	<ul style="list-style-type: none"><li>・「自宅療養者相談センター」の業務を民間事業者に委託（健康相談業務についても同センター内において対応）</li></ul>
R5. 4	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談件数の減少に伴い「自宅療養者相談センター」内で実施していた健康相談業務を各区保健センターへ移管</li></ul>
R5. 5	<ul style="list-style-type: none"><li>・5月8日以降も相談窓口を当面継続するため、「自宅療養者相談センター」と各区保健センターの窓口に代えて、新たに「療養者相談ダイヤル」を設置</li></ul>

# (3) PCR検査等

適宜、人員や機器等の検査体制の強化を図りながら、PCR検査等を実施した。

## 【本市衛生研究所における検査件数】

### ○PCR検査数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	41	478
R2 年度	1,593	751	310	1,936	1,911	710	657	1,301	5,931	3,334	467	943
R3 年度	1,859	4,893	2,130	735	3,896	2,463	1,119	26	293	4,102	385	390
R4 年度	770	364	268	322	470	96	323	155	134	32	0	0
R5 年度	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### ○変異株スクリーニング検査数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	55
R3 年度	222	345	98	115	401	0	0	0	20	302	6	4
R4 年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5 年度	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### ○ゲノム解析数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	2	242	206	16
R4 年度	15	1	88	141	77	24	46	42	25	41	38	37
R5 年度	17	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# (3) PCR検査等

## 【本市衛生研究所におけるPCR検査体制】

年月	概要
R2. 1	・リアルタイムPCRによる検査体制の整備、検査開始
R2. 3	・リアルタイムPCR機器の増設（2→3台）
R2. 7～9	・遠心機、攪拌器等の小型備品の整備
R2. 9	・自動核酸抽出装置を2台導入、リアルタイムPCR機器の増設（3→4台）

## 【本市衛生研究所における変異株に対する対応】

区分	概要
アルファ	・ R3. 2. 3、N501Y変異株スクリーニング検査体制を整備 ・ スクリーニング陽性となった検体は、国立感染症研究所に送付し、ゲノム解析を依頼
デルタ	・ R3. 6. 4、L452R変異株スクリーニング検査体制を整備 ・ スクリーニング陽性となった検体は、国立感染症研究所に送付し、ゲノム解析を依頼
オミクロン	・ R3. 12. 8、L452R変異株スクリーニング検査を開始 ・ R4. 2. 2、次世代シーケンサー(NGS)を導入し、ゲノム解析を開始

## (4) 診療及び検査体制（※ 広島県が実施）

患者等が適切に受診・検査を受けられるよう、広島県が診療・検査体制を整備した。

年月	概要
R2. 2	・ 「帰国者・接触者外来※ <sup>1</sup> 」を県内18医療機関に設置
R2. 4	・ 「帰国者・接触者外来」を県内36医療機関に増設（うち市内は10医療機関）
R2. 7	・ 「唾液検査協力医療機関※ <sup>2</sup> 」の募集を開始 （令和2年8月時点で市内約340医療機関）
R2. 10	・ 「診療・検査医療機関※ <sup>3</sup> 」を指定開始 （令和2年10月時点で市内約270医療機関、令和4年10月時点で約670医療機関）
R2. 12	・ 「広島県PCRセンター」を設置
R4. 1	・ 「広島県オンライン診療センター※ <sup>4</sup> 」を設置
R4. 8	・ 「広島県陽性者登録センター※ <sup>5</sup> 」を設置

※1 帰国者・接触者外来 : 感染の疑いのある者の診察及び検体採取を実施  
（医療機関名は非公表のため、保健所が受診調整を行った。）

※2 唾液検査協力医療機関 : PCR 検査の検体として唾液が認められたことを受け、一般の医療機関においても比較的安全にPCR検査の検体採取が可能となった。

※3 診療・検査医療機関 : 発熱患者への診療・検査を行う医療機関を広島県が指定

※4 広島県オンライン診療センター : 自宅療養を行っている患者に対して、オンライン診察が可能な拠点を広島県が設置

※5 広島県陽性者登録センター : 抗原検査キットを用いた自己検査により陽性と判明した者について、インターネットにより申請を受け付け、その情報をもとに陽性者登録センターの医師が陽性確定診断を行った。

## (5) 検査の実施体制 (※ 広島県が実施)

「各区保健センター」や「診療・検査医療機関」等のほかに市民が検査を受けることができるよう、広島県が以下の検査体制を整備した。

区分	概要
PCRセンター	・ 無症状者を対象に、中央新天地集会所や観音マリーナ駐車場等において、毎日、無料でPCR検査を実施
臨時PCRスポット	・ 無症状者を対象に、期間限定で、広島駅や中央新天地公園等において、無料で検査キットを配付（受取の際に提出日を指定し、検体採取後、会場に提出）
事業所PCR	・ 県内事業所の内、患者が発生し、保健所が積極的疫学調査を開始した事業所の従事者及び関係者等を対象に、無料でPCR検査を実施
薬局等での検査	・ 無症状者を対象に、健康上の理由等によってワクチンを接種できない者、新型コロナウイルス感染症の感染について不安がある者を対象に薬局で無料検査を実施
抗原検査キットの無料配布	・ 医療機関を受診することなく自宅等において新型コロナウイルスの自己検査が行えるよう、軽度の有症状者または、家族等の有症状者との同居者であって、県内在住の2歳以上65歳未満の者に対して無料で配布
高齢者施設等での集中的検査	・ 高齢者・障害者入所施設や通所・訪問事業所の従事者等を対象に、無料で検査を実施



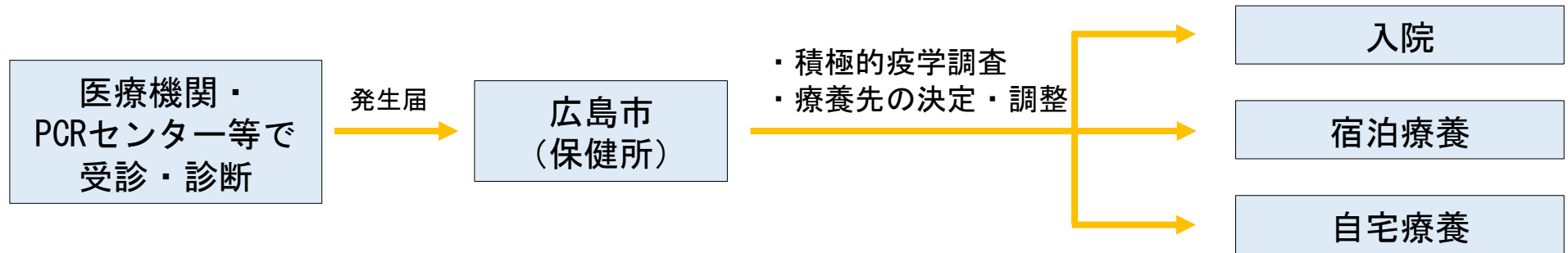
# (6) 積極的疫学調査（患者調査）

患者等の現在の症状を確認するとともに、行動歴、接触歴等を確認し、感染源の推定や濃厚接触者を特定し、当該患者等からの感染の連鎖を断ち切るなど、感染拡大の防止に努めた。

年月	概要
R2. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市において積極的疫学調査を開始</li> <li>調査実施者：患者居住区の保健センター職員</li> <li>調査項目：患者基本情報、基礎疾患、発症日、症状経過、利用施設調査、接触者調査、濃厚接触者の特定・PCR検査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>（感染源調査）発症日から遡って過去2週間の行動歴</li> <li>（感染拡大防止）発症2日前からの行動歴、接触歴</li> </ul> </li> </ul>
R2. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査体制を本庁舎内での一括実施体制へ変更</li> </ul>
R4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染源調査を行わず、発症2日前から現在までの行動歴、接触歴のみの調査に変更</li> </ul>
R4. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃厚接触者の特定を同一世帯の者などに限定し、行動歴及び接触歴の調査を実施しないよう変更</li> </ul>
R4. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速にアプローチするため、一部の患者等に対する疫学調査を民間事業者へ委託</li> </ul>
R4. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症化リスクの低い患者等に対する調査をSMSを活用した方法に変更 （重症化リスクの高い患者等に対しては、電話調査を継続）</li> </ul>
R4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度任用職員等による積極的疫学調査を開始</li> </ul>

# (7) 療養先の決定・調整

積極的疫学調査により得られた情報を基に患者の重症化リスク等を判定し、患者の状況に応じて療養先を決定した。また、入院・宿泊療養の場合には、県調整本部と連携し入院・宿泊調整を行った。



## 【療養先の調整の変遷】

年月	概要
R2.4	・ 広島県が宿泊療養施設の運営を開始
R4.1	・ 広島県が療養の方針を変更し、原則、軽症者については自宅療養となった。
R4.8	・ 重症化リスクの低い患者に対しては、電話連絡ではなくSMSを活用した療養説明に変更 ・ 広島県が「広島県陽性者登録センター」を開設
R4.9	・ 患者等の発生届出対象が4類型（①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクを有し、コロナ治療薬の投与が必要と医師が判断した者、④妊婦）に限定された。

## (8) 健康観察

療養解除までの間、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) や委託業者等を活用するなどして患者等の健康状態を確認し、適切な助言等を行った。

年月	概要
R2. 6	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有症状者及び無症状病原体保有者の発症日等からの療養期間が14日間から10日間に短縮される。</li><li>・ 唾液を用いた検査が開始（無症状者は7月から実施可能）</li></ul>
R3. 8	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自宅療養者の健康観察について、患者自らが入力する「My HER-SYS」の活用を開始</li></ul>
R4. 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 濃厚接触者である同居家族等の待機期間が原則10日間から7日間に短縮</li><li>・ 無症状病原体保有者の療養期間を10日間から7日間に短縮</li></ul>
R4. 5	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康観察業務を「広島県フォローアップセンター」において開始</li></ul>
R4. 7	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 濃厚接触者の待機期間が原則7日間から5日間に短縮</li></ul>
R4. 8	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重症化リスクの低い患者等に対しては、SMSを活用した療養説明に変更</li></ul>
R4. 9	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有症状患者の療養期間が10日間から7日間に短縮</li><li>・ 患者等の発生届出対象が65歳以上等の4類型に限定（ただし、県の方針により患者数の全数把握は継続）</li><li>・ 条件を満たせば、患者等でも必要最小限の食料品等の買い物のために外出することが可能となった。</li></ul>

# (9) 患者移送の体制

患者等は宿泊療養施設や医療機関への移動の際に公共交通機関を利用できないことから、新型コロナウイルス感染症の感染防護措置を講じた専用車両による移送体制を整備した。

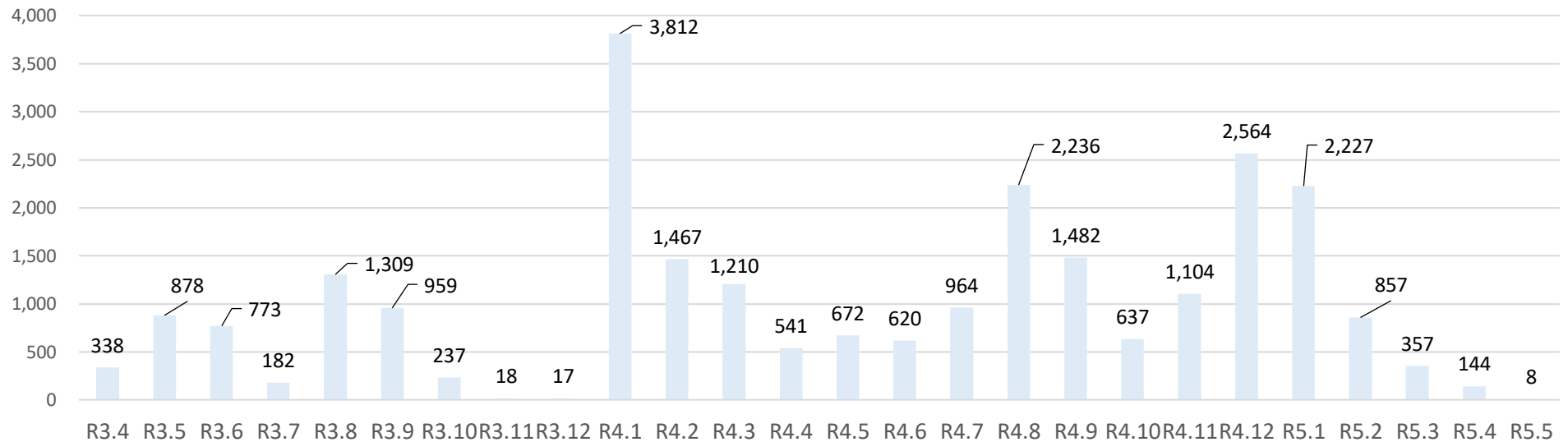
年月	運用・取組
R2. 2	【移送対象】 「陽性者」及び「感染が疑われる者」とした。
R2. 9	【移送対象】 「陽性者」に限ることとした（「感染が疑われる者」の移送を中止）。
R2. 12	・ 患者移送業務の委託（移送車の運転）を開始 ・ 翌1月から夜間帯の移送も業務委託を開始 ※ 以降、感染状況に応じて移送車両台数を変更しながら、業務委託を継続
R3. 5	・ 軽症者を移送する場合、移送補助者業務も委託開始 （中等症以上の患者の移送には、引き続き本市職員が同乗）
R4. 1	・ 帰国時のPCR検査で陽性となった患者と同じ飛行機に搭乗していた接触者について、国の方針により、本市の車両で関西空港から広島まで送迎を実施（合計48名）
R5. 2	・ 介助を要する患者の移送について、民間事業者に業務委託を開始

# (10) 事業所や施設への指導等

クラスターが発生した事業所や施設等に対して現地調査等を行い、感染対策に係る指導等を行った。

施設の調査や指導等を実施した件数

※ 本市で集計を開始したR3. 4以降のデータを集計



## 【広島県感染症医療支援チームの派遣要請実績】

時期	医療機関	高齢者施設等	その他	合計
第1波～第2波 (R2. 3-R2. 10)	0件	0件	5件	4件
第3波 (R2. 11-R3. 2)	3件	2件	1件	6件
第4波 (R3. 3-R3. 6)	4件	2件	1件	7件
第5波 (R3. 7-R3. 10)	2件	2件	0件	4件
第6波 (R3. 11-R4. 6)	23件	55件	5件	83件
第7波 (R4. 7-R4. 10)	6件	45件	0件	51件
第8波 (R4. 11-R5. 5)	10件	36件	0件	46件

※ 必要に応じて、広島県に県内の医療機関等に所属する医師又は看護師の派遣を要請する

# (11) 広島市感染症対策協議会の開催

広島市感染症対策協議会は、防疫対策の的確かつ効果的な推進及び感染症発生動向調査事業の適切な運用を図るため、感染症の予防対策及び緊急対策、並びに情報の解析評価等に係ることを審議することを目的に設置している。本市の新型コロナウイルス感染症対策は、感染症の学識経験者等で構成される協議会からの意見を基に実施した。

年月	協議会からの新型コロナウイルス感染症対策に係る意見
R2. 4	<p>感染の予防、拡大防止には、「不要不急の外出を控える、手洗いや咳エチケットの励行、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間(密閉空間・密集場所・密接場面)は避ける」などの対策を徹底することが重要である。</p>
R2. 7	<p>感染の予防、拡大防止のため、引き続き、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、「3密」を避けるなどの対策を徹底するとともに、他の都道府県へ移動する場合は、移動先の自治体が出す情報を確認し、感染リスクが高い地域への往来を控えることが重要である。</p> <p>また、大雨が多い時期を迎えており、避難所等に避難する際には、通常の持ち出し品に加え、マスクや除菌シート、体温計などを備え、避難所だけではなく災害の危険性の低い親戚・知人宅等へ避難することを検討するなど、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策を考えておく必要がある。</p>
R2. 9	<p>感染予防、拡大防止のため、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、「3密」を避けるなどの対策を徹底し、発熱や咳、倦怠感や味覚・嗅覚障害などの症状がある場合には、外出を控え、かかりつけ医等の医療機関やコールセンターへ連絡・相談することが重要である。</p>
R2. 11	<p>全国的に増加傾向で推移しており、今後の動向に注意が必要である。健康管理に注意し、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、「3密」を避ける、こまめに換気を行うなどの対策を徹底し、発熱や咳、倦怠感や味覚・嗅覚障害などの症状がある場合には、外出を控え、かかりつけ医等の医療機関やコールセンターへ連絡・相談することが重要である。</p>
R3. 3	<p>現在、主な変異株は、報告された国を基に英国、南アフリカ、ブラジルの3系統があり、感染伝播力の上昇やワクチン効果を減弱させる免疫逃避の可能性が指摘されている。対策としては、国内流入を極力抑制し、変異株患者を早期に探知、封じ込めを行うとともに、基本的な感染対策を徹底することが大切である。</p>

# (11) 広島市感染症対策協議会の開催

年月	協議会からの新型コロナウイルス感染症対策に係る意見
R3. 5	基本的な感染対策に加えて、人と人との接触機会の低減、症状がある場合の早期受診など、感染拡大防止対策を徹底することが重要である。
R3. 9	今後、感染を確実に抑え込むためには、マスク着用、手洗い、人との距離の確保、換気などの基本的予防対策のほか、外出の半減、出勤者の削減、飲食の場面での対策の徹底、他地域への移動の自粛、患者の早期発見と隔離などの対策が重要である。
R3. 11	冬の室内は「換気の悪い密閉空間」になりやすい。感染経路の一つに、患者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出されるウイルスを含むエアロゾル（小さな水分を含んだ状態の粒子）の吸入があり、エアロゾルは一定時間空気中に留まりうるため、換気をすることが重要である。
R4. 1	マスクの正しい着用、手洗い、ゼロ密、換気などの基本的な対策に加え、外出の半減やPCR検査を積極的に受けるなどの感染拡大防止対策が重要である。
R4. 4	年度替わりは、人の移動や研修、会食などが多く感染リスクが高まりやすい。また、ゴールデンウィークは人の動きが活発になるため注意が必要である。マスクの正しい着用、手洗い、ゼロ密、換気などの基本的な対策に加えて、出勤者の削減、ワクチン接種、体調不良時は登校や出勤を控えて受診するなど感染対策の徹底が重要である。
R4. 5	重症化予防・発症予防の観点から、ワクチンの3回目接種も効果的である。
R4. 7	オミクロン株の新たな系統であるBA. 5が本市でも確認され、今後、置き換わりが進むことで感染者数が急増する可能性があり注意が必要である。マスク着用、3密回避、換気など感染防止対策の徹底が重要である。
R5. 1	1日当たりの新規感染者数は過去最多の3,697人（1月6日発表）を記録した。なお、広島県は12月16日に県独自の「医療非常事態警報」を発出し、12月23日から確保病床を最終段階である「緊急フェーズ2」に引き上げて対応している。基本的な感染予防対策に加え、体調不良時は外出を控えるなど、一人一人が対策を徹底することが重要である。
R5. 5	5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に移行し、日常における基本的感染対策は個人や事業者の主体的な選択と判断に委ねられることとなった。しかし、病原性や感染力が変わるわけではないため、引き続き、手洗い、換気などの基本的な感染予防対策を行うことや、医療機関や高齢者施設などへ訪問する時にはマスクを着用するなど重症化リスクが高い方を守るための行動が重要である。

# (12) 施設等における感染対策

## 【高齢者施設等】

第6波以降、多数の高齢者施設等で患者等が発生したが、医療提供体制が逼迫したことから、中等症・重症以外の入所者は施設内療養を余儀なくされた。また、多くの施設職員が患者や濃厚接触者となったことで施設が人員不足に陥り、入所者への介護サービスを継続するための負担が増大した。

こうした状況を踏まえ、県の医療福祉施設クラスター対応班調整会議等を活用しながら、クラスター発生施設等に重点を置いた感染状況等の情報の収集・整理を行い、継続的なサービスの提供に必要な支援を行った。

主な取組	概要
国、県等からの通知、事務連絡等の周知、助言及び指導	介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（国）、感染対策に係る職員向けの研修動画等（国）、施設職員を対象とした検査支援事業（県）、ワクチン接種体制の確保（国）、施設内療養者に対する治療支援スキーム（県）等の各種通知・事務連絡を施設等に周知し、必要に応じて助言・指導を行った。
衛生用品の提供	クラスター発生施設等に対し、不足するガウン、フェイスシールド、キャップ等の衛生用品を提供した。
患者等に対応する施設等への支援	感染対策に必要な消毒費用や人材確保費用等に対して、補助金を交付した。また、陽性の利用者等に対して直接介護等を行った施設・事業所の職員に対する特別手当等の支給に要する経費に対して、補助金を交付した。
応援職員の派遣	市内の高齢者施設団体と調整し、クラスター発生施設等で人員が不足しサービス提供体制の維持が危ぶまれる場合の応援職員の派遣体制を整備した。



# (12) 施設等における感染対策

## 【保育園等】

保育園等においては、国のマニュアル等に基づき、感染対策に必要な物品を備え、基本的な感染対策を実施した。

また、園児・職員等の感染が確認され、園内で感染が広がっている可能性が高い場合はクラス閉鎖等を実施し、感染拡大防止に努めた。

主な取組	概要
国、県等からの通知等の周知、助言及び指導	子どものマスク着用の考え方、手洗いや換気等の感染対策、患者の療養期間の変更等に係る国や県等からの各種通知や事務連絡を基に、保育園等における感染対策を整理し、周知するとともに、必要に応じて助言・指導を行った。
保健衛生用品等の購入費補助など	国の感染症対策支援事業を活用し、保育園等に対して、手指消毒液、空気清浄機及び非接触型体温計等の感染症対策物品や日常の感染対策に必要な物品の購入費の補助等を実施した。
基本的な感染対策の徹底	発熱等の風邪症状が見られる場合には登園を控えること、登園時の健康状態の把握、手洗い等の手指衛生、施設・玩具等の消毒、施設内の換気等の感染対策を、感染状況に応じて徹底した。
臨時休園等の措置	保育園等は、社会機能の維持のために事業の継続が求められており、原則開所することとしている。 こうした中、令和3年9月までは、患者が発生した場合は濃厚接触者等の特定が終了するまで、当面3日間の臨時休園としていたが、順次見直しを行い、令和4年1月以降は、同一のクラスにおいて感染可能期間に登園している複数の園児・職員等の感染が判明した場合など、園内で感染が広がっている可能性が高い場合はクラス閉鎖等を実施することとし、感染拡大防止に努めた。

# (12) 施設等における感染対策

## 【学校】

市立学校においては、国のマニュアル等に基づき、感染対策に必要な物品を備え、基本的な感染対策を実施した。また、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は学級閉鎖等を実施し、感染拡大防止に努めた。

主な取組	概要
国、県等からの通知等の周知、助言及び指導	マスクの着用や換気等の感染対策、患者の療養期間の変更等に係る国や県等からの各種通知や事務連絡を基に、本市の学校における感染拡大防止対策を整理し、周知するとともに、必要に応じて助言・指導を行った。
保健衛生用品等の配備	国の感染症対策等支援事業を活用し、手指消毒液、施設消毒剤、熱中症指数計、非接触型体温計、二酸化炭素濃度測定器等を各学校に配付するとともに、感染対策に必要な物品については、順次、各学校で購入できるようにした。
基本的な感染対策の徹底	発熱等の風邪症状がある場合には登校を控えること、登校時の健康状態の把握、手洗い等の手指衛生、マスクの適切な着用、スクール・サポート・スタッフ等による施設の共用部分の消毒、施設内の換気等の感染対策を、感染状況に応じて徹底した。
学校保健安全法に基づく臨時休業措置	令和3年9月までは、患者となった者が感染可能期間に登校していた場合、当面3日間の学校の臨時休業としていたが、国の通知等を踏まえて順次見直しを行い、令和4年8月以降は、同一の学級において複数 <sup>(※)</sup> の児童生徒等の感染が判明した場合など、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖等を実施することとし、感染拡大防止に努めた。 <p style="text-align: right;">(※) 複数の趣旨は、関連性がない場合を除く。</p>

# (13) イベントに関する制限等

感染状況等に応じて、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を随時改定した。

改定時期	主な改定内容	
R2. 2. 26	・ 消毒液の設置	
R2. 5. 8	・ 消毒設備設置、マスクの着用、室内の換気、人との距離の確保等の基本的感染対策の徹底	
R2. 5. 25	・ 人数上限 屋内：100人以下、屋外：200人以下 ・ 収容率 屋内：50%以下、屋外：人との距離を2m確保	
R2. 6. 17	・ 人数上限 屋内：1,000人以下で収容率50%以下、屋外：1,000人以下で人との距離を2m確保	
R2. 7. 9	・ 人数上限 屋内：5,000人以下で収容率50%以下、屋外：5,000人以下で人との距離を2m確保	
R2. 9. 26	・ 人数上限（開催に当たっては、感染防止安全計画を県に提出する必要がある。）	
	収容定員が1万人を超える場合	収容定員の50%
	収容定員が1万人以下の場合	5,000人
	収容定員が設定されていない場合	大声での歓声等がない場合は、密が発生しない程度の間隔 大声での歓声等が想定される場合は、人との間隔を1m確保
	上記に該当しない場合	屋内：5,000人以下 屋外：同上
	・ 収容率	
	大声での歓声等がない場合	100%以内
大声での歓声等が想定される場合	大声を出さないことを担保した上で、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席空ける。	
上記に該当しない場合	屋内：50% 屋外：人との距離を2m確保	
R2. 12. 25	・ 中止又は延期※	
R3. 2. 17	・ 人数上限	
	収容定員が1万人を超える場合	収容定員の50%
	収容定員が1万人以下の場合	5,000人
R3. 5. 7	・ 中止又は延期※	
R3. 7. 8	・ 全国的な人の移動を伴うイベント等又はイベント等の参加者が1,000人を超えるようなイベント等の開催する場合、開催要件等について県に事前相談が必要	

※ ただし、開催する必要がある、開催日変更が困難なものは、必要条件を徹底した上で実施可

# (13) イベントに関する制限等

改定時期	主な改定内容	
R3. 8. 2	・中止又は延期※	
R3. 10. 12	・R2. 9. 16と同様の対策	
R3. 11. 26	・人数上限	
	屋内	5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方
	屋外	同上
	大声なしが担保され、参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベントの場合	収容定員まで
	・収容率	
	大声なし	100%（収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔）
大声あり	50%（収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔）	
大声なしが担保され、参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベントの場合	100%（収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔）	
R4. 1. 8	・中止又は延期※	
R4. 3. 4	・R3. 11. 26と同様の対策（R5. 2. 1の改定まで継続）	
R4. 9. 26	・同一イベントにおいて「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とした。	
R4. 12. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン向け新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の機能が停止されることなどに伴い、COCOA等を用いた通知サービス等による来場者情報の把握等について、具体的な感染拡大対策として例示しないこととした。</li> <li>・具体的な感染拡大対策として、チケット購入時の参加者の連絡先把握を例示しないこととした。</li> </ul>	
R5. 2. 1	・緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域以外の区域において、「大声あり」のイベントでも、感染防止安全計画の策定等により基本的な感染対策を実施することで、現行50%としている「収容率上限」を100%とした。	
R5. 2. 21	・感染防止策としてのマスク着用の考え方の見直しがなされ、令和5年3月13日から適用されることを踏まえ、マスク着用に係る記載を削除した。	
R5. 5. 8	・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することに伴い、基本方針を廃止した。	

※ ただし、開催する必要がある、開催日変更が困難なものは、必要条件を徹底した上で実施可

# (14) 本市所管施設の臨時休業等の方針

感染状況等に応じて、本市所管施設の臨時休業・開館時間の短縮を実施した。

適用期間	要件
R2. 12. 12～R3. 2. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の集客が見込まれる施設：休館※<sup>1</sup></li> <li>・20時以降開館している施設の開館時間については、20時までに短縮※<sup>2</sup></li> </ul>
R3. 2. 8～2. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な感染対策を徹底した上で、開館</li> <li>・21時以降開館している施設の開館時間については、21時までに短縮 (ただし、すでに21時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める)</li> </ul>
R3. 2. 22～5. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の開館時間</li> </ul>
R3. 5. 8～5. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の集客が見込まれる施設等：休館※<sup>1</sup></li> <li>・20時以降開館している施設の開館時間については、20時までに短縮※<sup>2</sup></li> </ul>
R3. 5. 16～6. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の集客が見込まれる施設等：原則として、できる限り速やかに休館※<sup>1</sup></li> </ul>
R3. 6. 21～7. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインを遵守し、感染対策を徹底した上で開館</li> <li>・20時以降開館している施設については、開館時間を20時までに短縮</li> </ul>
R3. 7. 12～8. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の開館時間</li> </ul>
R3. 8. 3～8. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の集客が見込まれる施設等：休館※<sup>1</sup></li> <li>・20時以降開館している施設の開館時間については、20時までに短縮※<sup>2</sup></li> </ul>
R3. 8. 20～8. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設：できる限り速やかに休館※<sup>1</sup></li> <li>・20時以降開館している施設の開館時間については、20時までに短縮※<sup>2</sup></li> </ul>
R3. 8. 27～9. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の集客が見込まれる施設等：原則、休館等※<sup>1</sup></li> </ul>
R3. 10. 1～10. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインを遵守し、感染対策を徹底した上で開館</li> <li>・21時以降開館している施設については、開館時間を21時までに短縮</li> </ul>
R3. 10. 15～R4. 1. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の開館時間</li> </ul>
R4. 1. 9～2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設：できる限り速やかに休館※<sup>1</sup></li> <li>・20時以降開館している施設の開館時間については、20時までに短縮※<sup>2</sup></li> </ul>
R4. 2. 21～3. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設：できる限り速やかに休館※<sup>1</sup></li> <li>・21時以降開館している施設の開館時間については、21時までに短縮※<sup>2</sup></li> </ul>
R4. 3. 7～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインを遵守し、感染対策を徹底した上で開館</li> </ul>

※<sup>1</sup> ただし、使用に係る許可を受けているなどキャンセルが困難な場合は、使用を認める。

※<sup>2</sup> ただし、すでに20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める

# (15) ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症の感染・発症・重症化予防等を目的に国の方針に基づいて新型コロナワクチンの接種を随時実施した。

年月	概要
R3. 2	・ 医療従事者向け先行接種開始（国・県実施）
R3. 4	・ 接種予約コールセンター開設、予約受付システム稼働開始 ・ 広島市ワクチン供給センター開設 ・ 一部の医療機関等におけるトライアル接種実施（R3. 4～R3. 5）
R3. 5	・ 初回接種開始 対象 R3. 5～ : 高齢者等から優先的に実施 R3. 7～ : 12歳以上に拡大 R4. 3～ : 5歳以上に拡大 R4. 11～ : 生後6か月以上に拡大
R3. 12	・ 第一期追加接種開始 対象 R3. 12～ : 18歳以上 R4. 4～ : 12歳以上に拡大 R4. 9～ : 5歳以上に拡大
R4. 5	・ 第二期追加接種開始 対象 R4. 5～ : 60歳以上及び18～59歳の基礎疾患を有する者等 R4. 7～ : 医療従事者等・高齢者施設の従事者等が追加
R4. 9	・ 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンによる追加接種）開始 対象 R4. 9～ : 第二期追加接種対象者 R4. 10～ : 12歳以上に拡大 R5. 4～ : 5歳以上に拡大

# (15) ワクチン接種

【新型コロナワクチン接種状況（令和5年5月7日現在）】

区 分	全 体		うち高齢者(65歳以上)		うち12歳～64歳		うち小児 (5～11歳)		うち乳幼児 (生後6か月～4歳)	
	回 数	接種率	回 数	接種率	回 数	接種率	回 数	接種率	回 数	接種率
総接種回数	3,316,370	-	1,320,386	-	1,964,493	-	27,724	-	3,767	-
うち1回目 接種	914,759	76.9%	289,262	94.1%	612,965	80.8%	11,108	14.5%	1,424	3.0%
うち2回目 接種	910,834	76.6%	288,870	94.0%	609,788	80.4%	10,852	14.2%	1,324	2.8%
うち3回目 接種	746,816	62.8%	280,123	91.1%	460,700	60.7%	4,974	6.5%	1,019	2.2%
うち4回目 接種以上	743,961	-	462,131	-	281,040	-	790	-		

5歳以上については、初回接種：1・2回目、追加接種：3回目以上  
 生後6か月～4歳については、初回接種：1・2・3回目

# 第3章 各感染拡大期における 本市の取組等



# (1) 市内未発生期（令和2年1月～令和2年2月）

## 1 主な出来事

- WHOが新型のコロナウイルスが検出されたことを確認（R2. 1. 14）
- 国内初の新型コロナウイルス感染症患者（中国湖北省武漢への渡航歴あり）を確認（R2. 1. 15）
- WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言（R2. 1. 30）
- 国が内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（R2. 1. 30～R5. 5. 8）
- 乗客の感染が確認されたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に寄港（R2. 2. 3）
- 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症に指定される。（R2. 2. 7）
- WHOが新型コロナウイルス感染症について「COVID-19」と命名（R2. 2. 11）
- 国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が死亡（R2. 2. 13）
- 感染の拡大に備え、国が対策の基本方針を決定（R2. 2. 25）

## 2 本市の感染状況

- この時期において、本市では感染者は発生していない。

# (1) 市内未発生期（令和2年1月～令和2年2月）

## 3 本市の取組

### 【感染対策の啓発】

- 令和2年1月14日、市ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に係る情報（咳エチケットや手洗いの励行、施設の消毒方法等）の掲載を開始した。

### 【相談対応】

- 令和2年1月29日、市民等から相談を受け付ける窓口を健康推進課、各区保健センターに設置した。
- 同年2月2日、広島県と県内保健所設置市が共同で、夜間・休日相談対応のコールセンター（積極ガードダイヤル）を設置し、24時間様々な相談に応じられる体制を整備した。

### 【PCR検査等】

- 令和2年1月30日、衛生研究所で新型コロナウイルスのリアルタイムPCR検査が行える体制を整備し、検査を開始した。

### 【対策本部の設置】

- 令和2年2月26日に「広島市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、同日、第1回本部員会議を開催した（同年2月23日に他県で確認された患者が、本市に滞在していたことが判明したことを受けたもの。）。

# (1) 市内未発生期（令和2年1月～令和2年2月）

## 3 本市の取組（続き）

### 【健康観察】

- 令和2年2月、横浜港において乗員乗客700人超の患者が出たクルーズ船から下船した乗客のうち、本市に住所を有する者に対し、健康観察を行うとともに、不要不急の外出自粛を要請した。

### 【患者移送等】

- 感染が疑われる者の「帰国者・接触者外来」への誘導を開始した。

## 4 総括・振り返り

- 相談窓口を設置した当初は、感染対策や海外渡航時の注意点に関する相談が多かったが、徐々に「医療機関を受診しても症状が治まらない。」といった症状や検査に関する相談が多くなった。
- 新型コロナウイルスの特性等が不明な中で、市民や事業所、医療機関等からの相談・問合せが急増し、保健所業務がひっ迫した。
- マスクや消毒液等の衛生資材等が不足し、入手が一時的に困難となったことから、平時においても、必要な衛生資材や物資等（移送車等も含む。）の確保について、十分な検討を行う必要があることを認識した。

## (2) 市内発生早期（令和2年3月～令和2年5月）

### 1 主な出来事

- 全国の小中高校等が春季休業開始日まで臨時休校となった。（R2. 3. 2）
- WHOが「新型コロナウイルス感染症はパンデミックと言える。」と表明（R2. 3. 11）
- 新型コロナウイルス感染者が東京都内で急増していることなどを踏まえ、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「政府対策本部」を設置（R2. 3. 26）
- 政府が「基本的対処方針」を改正し、感染を拡大させるリスクとして3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面（いわゆる3密））を示した。（R2. 3. 28）
- 新型コロナウイルスの感染拡大でマスクの品薄状態が続いていることから、政府は全国のすべての世帯を対象に2枚ずつ布マスクを配布する方針を表明（R2. 4. 1）
- 国が7都府県に対し緊急事態宣言を発出（R2. 4. 7）。4月16日には、対象地域を全国に拡大
- 広島県が感染拡大警戒宣言を発出（R2. 4. 13）

#### 【宣言に伴う県民への要請内容】

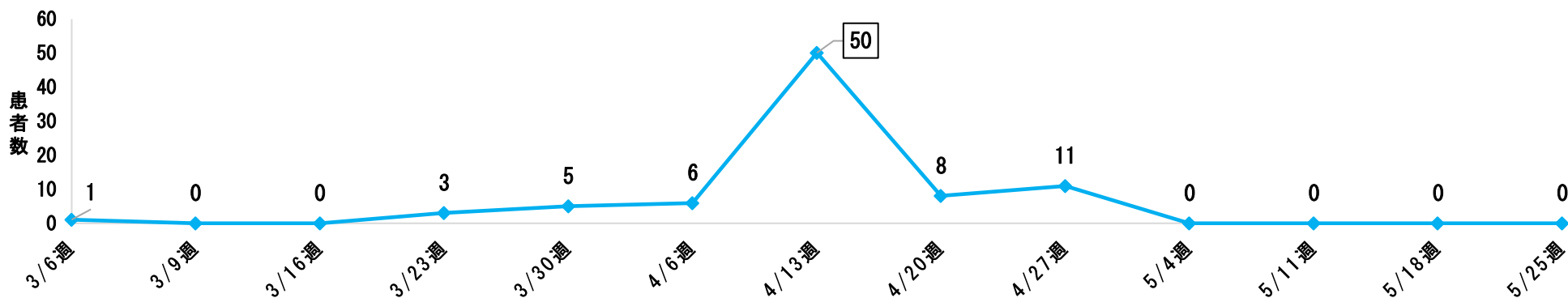
県民・事業者へ外出の自粛、夜間の繁華街の接客を伴う飲食店の利用の自粛、在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らす、都道府県をまたいだ移動の自粛等を要請

- 国の専門家会議において「新しい生活様式」の具体的な実践例が示された。（R2. 5. 4）
- プロ野球、サッカーJリーグが当面は無観客で試合を開催することを発表（R2. 5. 25、5. 29）

## (2) 市内発生早期（令和2年3月～令和2年5月）

### 2 本市の感染状況

- 令和2年3月に本市第1例目が発生し、4月中旬には週当たり50人の患者等が確認された。
- 同年4月には、市内の社会福祉施設において、職員及び入所者から計58人の患者等が発生した。



### 3 本市の取組

#### 【感染対策の啓発】

- 患者等が発生する度に、保健医療担当局長による記者会見を実施した。
- 市ホームページや広報紙等のほか、市内の一部の銀行の各支店やドラッグストアの協力の下、ポスターを掲示した。
- 民放ラジオにおいて、随時、手洗い等の感染対策の励行について放送した。

#### 【相談対応】

- 令和2年5月1日から、コールセンター（積極ガードダイヤル）での対応を平日昼間にも拡大して24時間体制にするとともに、回線数を大幅に増やして、体制を強化した。

## (2) 市内発生早期（令和2年3月～令和2年5月）

### 3 本市の取組（続き）

#### 【PCR検査等】

- 衛生研究所において、所内外の検査業務経験者への応援要請や経常業務の一時休止等、体制の見直しを図り、1日当たりの検査実施可能件数を30件から80件程度まで段階的に引き上げた。
- PCR検査が可能な医療機関への検査の委託を開始した。

#### 【積極的疫学調査】

- 区の保健センターにおいて、患者等に症状や行動歴等の確認を行うとともに、濃厚接触者あるいはその可能性のある者に対して、患者等との接触状況や健康状態についての聞き取り、必要時にPCR検査を行うなど積極的疫学調査を実施した。

#### 【患者対応】

- 就業制限・入院勧告通知、入院医療機関との調整・移送、医療費の公費負担、相談対応 など

### 4 総括・振り返り

- 国から新型コロナウイルス感染症に係る通知等が頻繁に発出される中、重要な情報を整理して医療機関その他関係部署と可能な限り共有することに努めた。
- 令和2年4月には社会福祉施設内でのクラスターが発生したが、対応方法の決定や人員体制の整備に時間を要したことから、平時における訓練等の重要性を認識した。
- 公表に伴い、患者の居住地や職場、利用施設等の情報を開示するよう多数の声があった。また、患者に対する偏見や差別が発生することもあり、発信する情報の内容や提供方法に注意を要した。

# (3) 第2波（令和2年6月～令和2年10月）

## 1 主な出来事

- 東京都が、感染状況の悪化の兆候が見られるとして、初めて「東京アラート」を発出（R2. 6. 2）
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の利用が開始される。（R2. 6. 19）
- 広島県が「感染拡大に対する警戒強化宣言（広島積極ガード宣言）」を発出（R2. 7. 21）

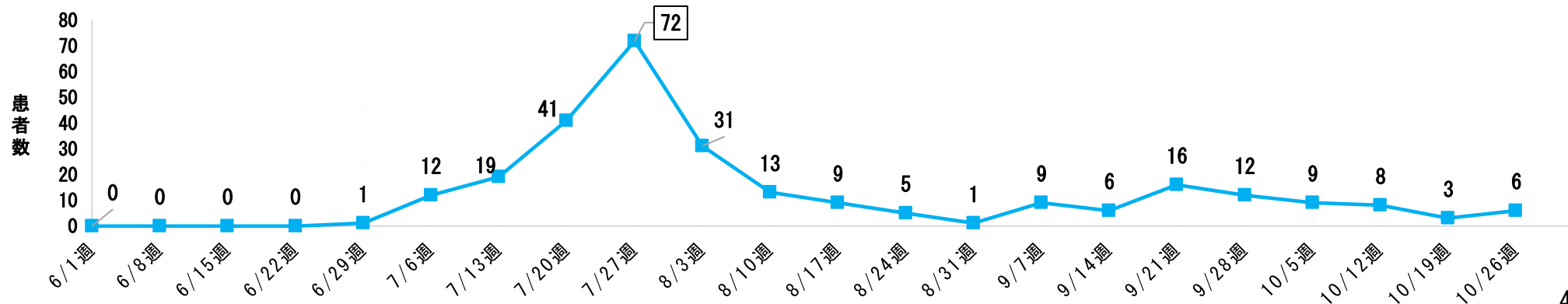
### 【宣言における主な取組】

- 徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施
- 積極的疫学調査の徹底
- 感染対策を整備した店舗等の拡大
- 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

- 国が観光需要の喚起策である「Go Toトラベル」キャンペーンを開始（R2. 7. 22）

## 2 本市の感染状況

- 令和2年6月30日に1名の患者を確認後、7月下旬には週当たり72名の患者が確認された。



# (3) 第2波（令和2年6月～令和2年10月）

## 3 本市の取組

### 【HER-SYSの活用】

- ・ 発生届の届出方法を「FAX」による方法から、国が開発した「HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）」による方法へと変更した。

### 【感染対策の啓発】

- ・ 令和2年6月～10月の間、記者会見を計40回実施するなど、マスコミを通じた情報発信を実施した。

### 【PCR検査等】

- ・ 衛生研究所では、令和2年7月以降、ウイルス遺伝子の抽出等の作業効率を上げるため、新たに遠心機、自動核酸抽出装置、リアルタイムPCR機器等を増設し、検査体制を拡充した。これにより、1日に160件程度の検査が可能となった。

### 【積極的疫学調査】

- ・ 区保健センターにおいて、引き続き患者等の症状、行動歴等の確認を行い、濃厚接触者等にも聞き取りやPCR検査を実施し、患者発生施設や事業所への訪問指導、検体採取等の対応を実施した。

## 4 総括・振り返り

- ・ 「帰国者・接触者外来」以外にも、診療や検査を実施できる医療機関が増加するなど、多数の発熱患者等でも対応できるよう広島県が強化を図ったが、結果として第2波以降、想定を遥かに上回る感染爆発が幾度も発生することとなり、その時々々の感染状況に応じた柔軟な対応が求められた。



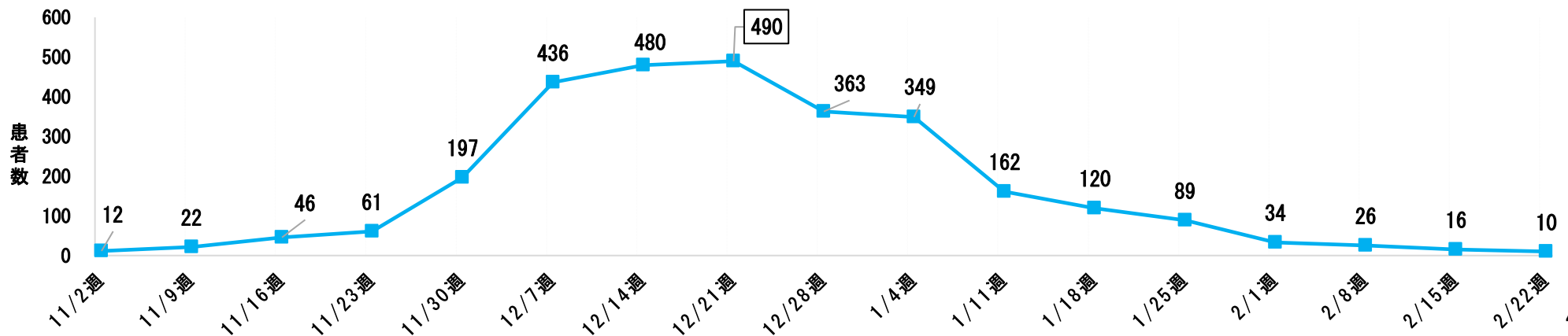
# (4) 第3波（令和2年11月～令和3年2月）

## 1 主な出来事

- 政府分科会が「急速な感染拡大に至る可能性が高い」とする緊急提言を発出（R2. 11. 10）
- 国が年末年始の間、全国一斉に「Go Toトラベル」の運用を停止することを決定（R2. 12. 15）
- 全世界からの国内への外国人の新規入国停止（R2. 12. 28）
- 国が1都3県に対し緊急事態宣言を発出（R3. 1. 7）。その後、1月13日に7府県に発出
- 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に位置付けられる。（R3. 2. 13）
- 医療従事者への新型コロナワクチンの先行接種開始（R3. 2. 17）

## 2 本市の感染状況

- 令和2年12月に新規患者が急増し、令和2年12月24日には98人の新規患者が確認されるなど、12月の新規患者数は1,820人に上った。



# (4) 第3波（令和2年11月～令和3年2月）

## 3 本市の取組

### 【感染対策の啓発】

- 令和2年12月は連日のようにクラスターが発生したことから、注意喚起を目的として、クラスターが発生する度に記者会見を実施した。また、クラスター発生施設において、濃厚接触者等の特定が困難な場合は、必要に応じて店舗名を公表した。

### 【PCR検査等】

- 濃厚接触者やクラスターが発生した施設等の入所者等のPCR検査を行う必要があり、衛生研究所の能力を超えたため、一時的に民間の検査機関に検査を依頼した。

### 【積極的疫学調査】

- 新規患者数の増加により各区保健センターでの調査が不可能となったため、本庁舎内に専門部署を設け、一元的に調査を実施した。

### 【患者移送等】

- 県内の新型コロナ患者全員にCT検査を実施する方針となり、患者移送業務が増加した。
- 患者移送業務の委託を開始した。
- 外出制限を求められている患者等に対する自宅療養パックの配送を開始した。

## 4 総括・振り返り

- 令和2年12月に1日100人程度の患者が発生し、保健所、医療機関、宿泊療養施設等の体制の能力を超える状況となった。
- 多くの応援職員が動員されたが、受援側の職員も患者対応等の膨大な業務への対応を余儀なくされていたため、応援職員の適切な管理に課題が生じた。このことから、本部業務を調整・指揮する人材の育成や平時から受援体制を整備することの重要性が浮き彫りになった。

# (5) 第4波（令和3年3月～令和3年6月）

## 1 主な出来事

- 緊急事態宣言がおよそ2か月半ぶりに全て解除（R3. 3. 21）
- 国内で初めて「まん延防止等重点措置」が適用されることが決定（R3. 4. 1）
- 国が4都府県に対し緊急事態宣言を発出（R3. 4. 25）。その後、5月12日に6都府県に、5月16日には広島県を含む3道県に、5月23日には沖縄県に発出
- 広島県が「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の取組を実施（R3. 5. 8～6. 1）

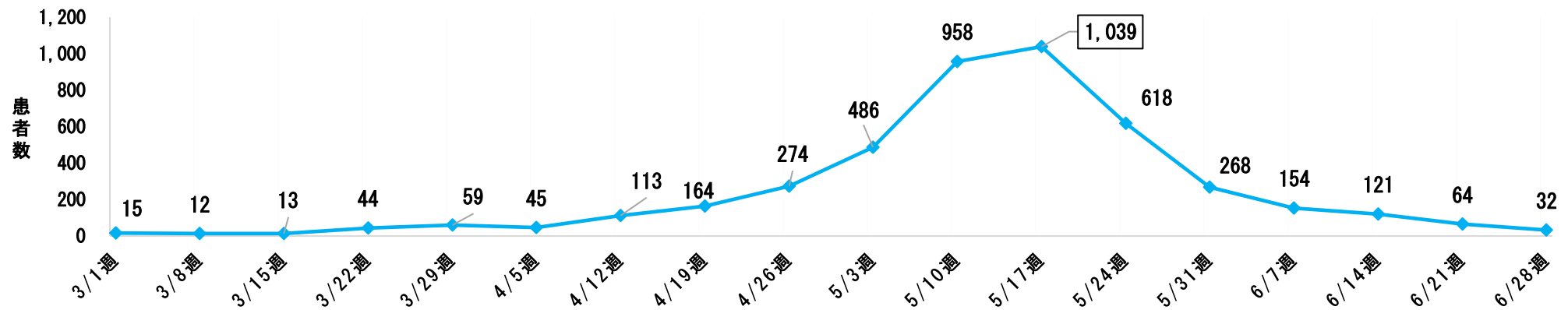
### 【対策の実施に伴う県民への要請内容】

- 県民へ外出半減の徹底、施設の使用制限、他地域への移動自粛等
  - 事業者へ職場の出勤者を7割削減、20時以降の勤務の抑制を要請
  - 広島市中心部の酒類を提供する飲食店へ原則休業を求め、休業しない場合は、酒類及びカラオケ設備を使用しないこと、営業時間を5時～20時までの間に短縮することを求めた。
  - 広島県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（広島市中心部を除く）へ原則休業、営業時間の短縮（5時～20時まで、酒類・カラオケ設備の提供は11時から19時まで）を求めた。  
（期間：5月16日～6月20日）
  - 上記以外の飲食店（酒及びカラオケ設備の提供無し）へ営業時間の短縮（5時～20時まで）を求めた。（期間：5月16日～6月20日）
- 新型コロナワクチンの高齢者向け初回接種開始（R3. 4. 12）

# (5) 第4波（令和3年3月～令和3年6月）

## 2 本市の感染状況

- 感染力の高い変異株のアルファ株が主流となった感染拡大期であり、令和3年5月20日には168人の新規患者が確認されるなど、5月の新規患者数は3,220人に上った。



## 3 本市の取組

### 【感染対策の啓発】

- 令和3年3月から、広島市公式LINEを活用した情報発信を開始した。

### 【積極的疫学調査】

- 健康推進課に保健師2名を新たに配置し、調査体制を強化した。

感染拡大期には、各区保健センターから健康推進課へ保健師を招集し、調査体制の更なる強化を行った。

### 【コロナワクチン】

- 令和3年5月、高齢者から優先的に初回接種を開始した。

## (5) 第4波（令和3年3月～令和3年6月）

### 4 総括・振り返り

- 検査体制が最も逼迫した時期であり、検査機関の確保に最も苦慮した時期であった。
- 本市が委託した民間検査機関では、広島県PCR検査センターの検体も検査していたため、市と県の間で競合することがあり、検体の検査先の確保に苦慮した。
- 一方、需要が急増したことにより、この時期以降、民間検査機関の検査能力が大幅に向上した。
- 疫学調査や施設調査で把握した情報が膨大となり、保健所の情報処理能力を超えたことから、適切な情報に基づく分析が困難となった。このことから、データ処理に長けた職員の配置や本市情報システム部門の協力の必要性が顕在化した。

# (6) 第5波（令和3年7月～令和3年10月）

## 1 主な出来事

- 国が東京都に対し4回目の緊急事態宣言を発出（R3. 7. 12）
- 東京オリンピック・パラリンピックが原則無観客で開催された。（R3. 7. 23～9. 5）
- 広島県が、県内における直近1週間の人口10万人当たりの新規報告者数が10人を超えていることや他府県の患者数が上昇傾向にあることを踏まえ「新型コロナウイルス感染拡大防止早期集中対策」を開始（R3. 7. 31）

### 【対策の実施に伴う県民への要請内容】

- 飲食店に対し、時短（5時～20時）営業、酒類提供時間の制限（19時まで）、カラオケ設備の提供自粛を要請
- 人が集まる施設へ20時までの営業時間の短縮を要請
- イベント主催者へ人数上限を5,000人、21時までの時短営業を働きかけ
- 県民へ外出半減、20時以降の外出自粛を要請
- 事業者へ職場の出勤者を7割削減、20時以降の勤務の抑制を要請

- 国が4府県に対し緊急事態宣言を発出（R3. 8. 2）。その後、8月20日に7府県に発出
- 国が広島県を含む10県に対し、まん延防止等重点措置を適用（R3. 8. 20）

### 【まん延防止等重点措置の適用に伴う県民への要請内容】

- 飲食店等へ営業時間短縮（5時～20時まで）、酒類の提供を行わないことを要請。飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においては、カラオケ設備の提供の自粛を要請
- 集客施設へ5時～20時までの時短要請、イベント開催は21時までの時短を要請
- 県民・事業者へ外出の半減、テレワークや休暇取得などで職場への出勤者7割減、20時以降の勤務抑制を要請

# (6) 第5波（令和3年7月～令和3年10月）

## 1 主な出来事（続き）

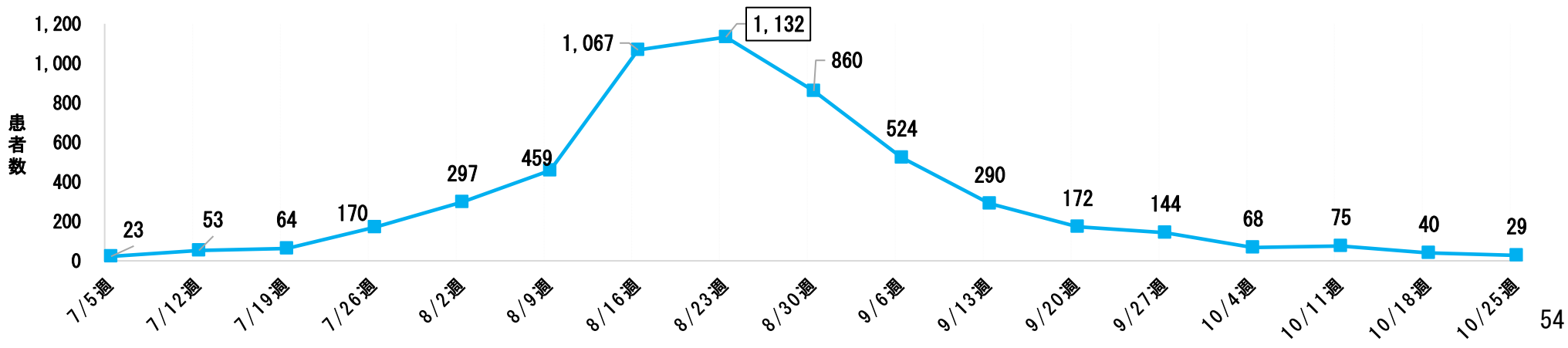
- 国が広島県を含む8道県に対し緊急事態宣言を追加発出（R3. 8. 27）

### 【緊急事態宣言の発出に伴う県民への要請内容】

- 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店の原則休業。休業しない場合は、酒類及びカラオケ設備を提供しないこと。それ以外の飲食店へ時短営業（5時～20時まで）を要請
  - 大型施設へ生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除いて休業要請
  - 県民・事業者へ外出半減、職場への出勤者7割削減、20時以降の外出削減、20時以降の勤務抑制を要請
- およそ半年ぶりに緊急事態宣言とまん延防止等重点措置がすべて解除された。（R3. 9. 30）

## 2 本市の感染状況

- 感染力が高く中和抗体薬の効きにくい変異株のデルタ株が主流となった感染拡大期であり、令和3年8月19日には205人の新規患者が確認されるなど、8月の新規患者数は3,354人に上った。



# (6) 第5波（令和3年7月～令和3年10月）

## 3 本市の取組

### 【PCR検査等】

- ・ 民間検査機関への検査委託を促進した。

### 【健康観察】

- ・ 令和3年8月以降、自宅療養者の健康観察について、患者自らが入力する「My HER-SYS」の活用を開始した。

### 【患者移送等】

- ・ これまでは各区保健センターで宿泊療養施設への入所の調整及び移送を行っていたが、移送業務をより効率化するため、本庁舎内にホテル調整専門の班（各区からの応援職員で構成。）を設置し、入所の調整及び移送を実施した。

### 【入院調整】

- ・ 患者の入院は、健康推進課が取りまとめて広島県医療調整本部と調整していたが、迅速に対応できるよう各区保健センターと広島県医療調整本部が直接調整するよう運用を変更した。

## 4 総括・振り返り

- ・ 高齢者へのワクチン接種が進み、高齢者の感染率は低く抑えられたが、感染力の高いデルタ株の流行で、入院医療機関等が逼迫する状況となり、入院調整が困難を極めた。
- ・ ワクチン未接種の40代から50代で重症化する患者が多く、入院調整やホテル調整が極めて重要であったことから、広島県との連携を強化して入院調整等の業務を行った。



# (7) 第6波（令和3年11月～令和4年6月）

## 1 主な出来事

- ワクチン接種歴や検査結果の陰性を確認することにより、飲食やイベント等に係る行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ」を活用（R3. 11. 19）
- WHOが南アフリカで確認された新たな変異ウイルス（オミクロン株）について「懸念される変異株に指定した。」と発表（R3. 11. 26）
- 全世界からの外国人の新規入国を原則停止（R3. 11. 30）
- 日本国内で初めてオミクロン株の感染者を確認（R3. 11. 30）
- 新型コロナワクチンの第一期追加接種開始（R3. 12. 1）
- 感染急拡大の地域においては、感染者全員に入院を要請している対応を自宅療養などに切り替えることが認められた。（R4. 1. 5）
- 感染の急拡大を受け、国が広島県を含む3県にまん延防止等重点措置を適用（R4. 1. 9）

### 【まん延防止等重点措置の適用に伴う県民への要請内容】

- 飲食店へ時短営業（5時～20時まで）、酒類の提供をしないことを要請
  - 県民、事業者へ外出半減、20時以降の外出自粛・勤務抑制、積極的な検査を要請
- まん延防止等重点措置の適用地域が拡大された（最終的に36都道府県にまで拡大）。（R4. 1. 21、R4. 1. 27、R4. 2. 5、R4. 2. 12）
  - 観光を除く外国人の新規入国がおおよそ3か月ぶりに再開（R4. 3. 1）

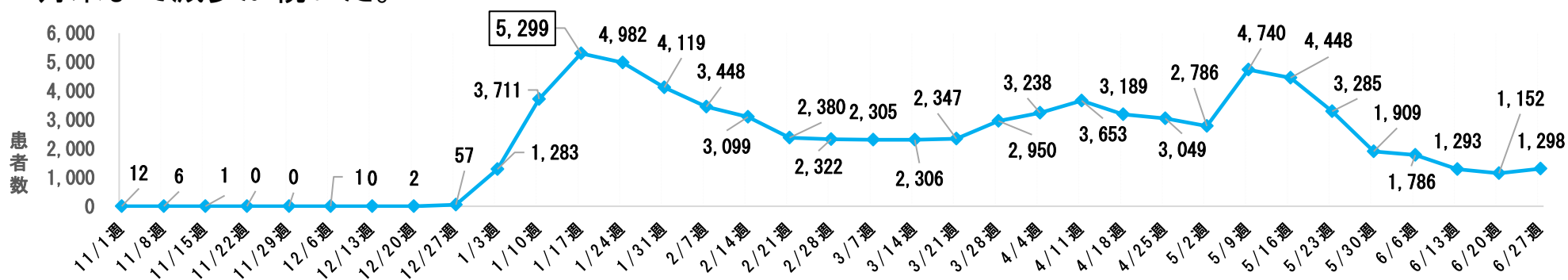
# (7) 第6波（令和3年11月～令和4年6月）

## 1 主な出来事（続き）

- およそ2か月半ぶりに全ての地域でまん延防止等重点措置の適用が解除された。（R4. 3. 21）
- 政府が基本的対処方針を変更し、屋外で周りの人との距離がとれなくても会話をほとんど行わない場合にはマスクの着用は必要ないとする考え方が盛り込まれた。（R4. 5. 23）
- 新型コロナワクチンの第二期追加接種が、60歳以上の者や18歳以上の基礎疾患のある者などを対象に開始（R4. 5. 25）
- 国が外国人観光客（ツアー客に限定）の受入れを再開（R4. 6. 10）
- サッカーJリーグにおいて、スタジアムでの声出し応援が再開された。（R4. 6. 11）

## 2 本市の感染状況

- 感染力が極めて高い変異株のオミクロン株が流行し、令和4年1月初旬から患者数が爆発的に増加した。同年1月21日には1,001人の新規患者が確認されるなど、1月の新規患者数は16,332人に上った。
- 1月下旬からは減少に転じたが、3月下旬以降再び上昇に転じ、5月の連休明けにピークを迎えた後、6月末まで減少が続いた。



# (7) 第6波（令和3年11月～令和4年6月）

## 3 本市の取組

### 【相談対応】

- 令和4年5月、自宅療養者への健康観察等の業務を「広島県フォローアップセンター」において開始
- 同月、「宿泊自宅療養証明書（自宅療養等を行ったことについての証明書）」に係る問合せ及び受付・発行を行うため、「宿泊自宅療養証明書受付事務局」を設置した。

### 【積極的疫学調査】

- 令和4年1月以降、爆発的に増加した患者への対応のため積極的疫学調査の方針を変更し、発症2日前からの行動歴、接触歴のみを調査することとした（推定感染経路の調査の中止）。
- 同年4月以降、濃厚接触者の対象を同一世帯の者に限定し、行動歴及び接触歴の調査を実施しないことに変更した。
- 同年5月以降、迅速に患者等にアプローチするため、軽症者等の調査の一部を民間事業者へ委託した。

### 【PCR検査等】

- 検査においては、ダイレクトPCR法を主体とした簡易な検査への切り替えを推進した。
- ゲノム解析の体制を整備し、PCR検査と並行して実施した。

### 【健康観察】

- 令和4年5月、相談対応と同様に、健康観察業務を民間事業者へ委託開始した。各区保健センターでは、個別対応が必要な患者のみ健康観察を実施した。

### 【コロナワクチン】

- 令和3年12月、第一期追加接種を開始した。
- 令和4年5月、60歳以上等を対象とした第二期追加接種を開始した。

# (7) 第6波（令和3年11月～令和4年6月）

## 3 本市の取組（続き）

### 【災害時の避難体制】

- 出水期を迎えるに当たり、広島県と調整を行い、避難指示等の際に自宅療養者が避難できるよう宿泊療養施設の1棟を避難者専用とした。
- 大雨等が予測される場合、短時間で多くの患者を上記宿泊療養施設へ移送する必要があることから、パークアンドライド方式（患者自らが宿泊療養施設の周辺の専用駐車場に來場し、本市職員が当該駐車場から宿泊療養施設へ移送する。）多数移送体制を整備した。

### 【就業制限通知】

- これまではすべての患者に対して就業制限通知を発行していたが、国の事務連絡に基づき、令和4年3月から就業制限通知の発行を原則中止した。

## 4 総括・振り返り

- この時期から、多くの民間の派遣職員を配置したため、健康推進課及び各区保健センターにはこれらの非正規職員の管理が求められることとなった。
- 自宅療養者に対する医療的サポートを強化する目的で、広島県が「広島県オンライン診療センター」を設置したことから、自宅で電話等により医師の診療を受けることが可能となるなど、オンライン診療の割合が増加した。

# (8) 第7波（令和4年7月～令和4年10月）

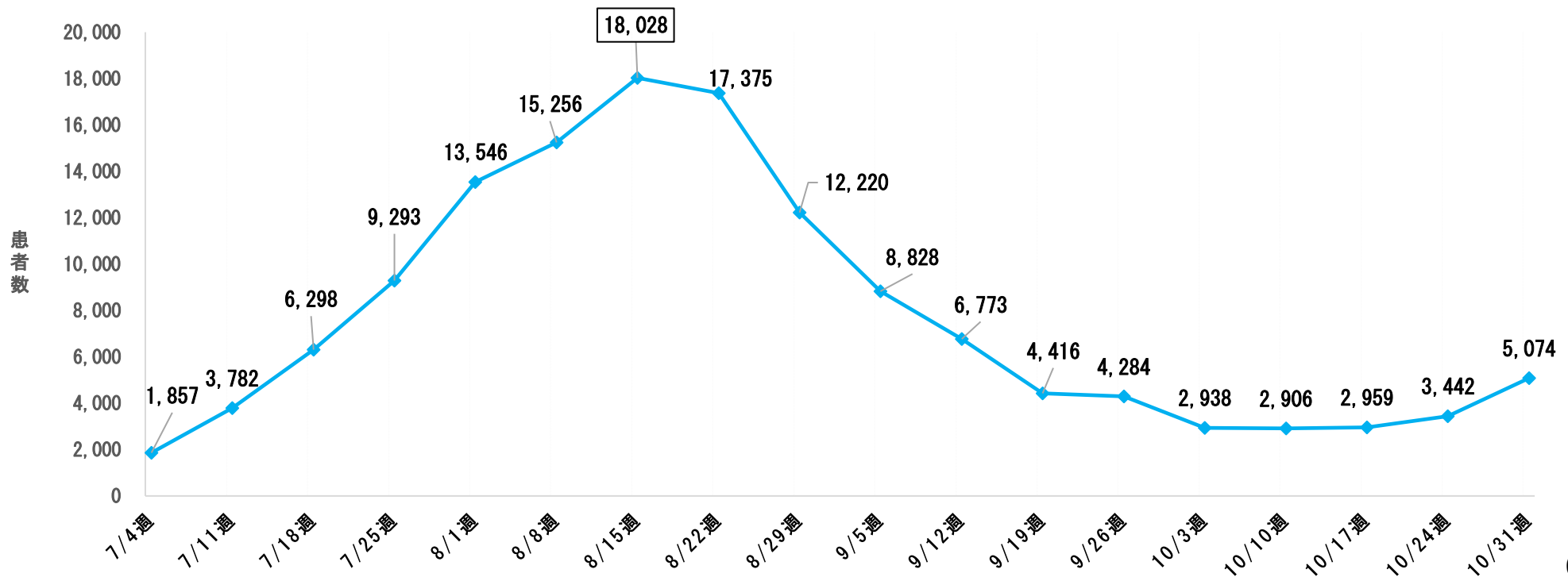
## 1 主な出来事

- 社会経済活動を維持していくため、濃厚接触者に求められる待機期間が原則7日間から5日間へ短縮された。（R4. 7. 22）
- 水際対策が緩和され、陰性証明書の提出が条件付きで免除された。また、添乗員を伴わない外国人ツアー客の受入れが再開された。（R4. 9. 7）
- 新型コロナウイルスに感染した自宅療養者の行動制限について、症状軽快後24時間経過した者や無症状者は、マスク着用等の感染対策を講じていれば、食料品の買い出しなどの必要最小限の外出が認められた。（R4. 9. 7）
- 宿泊・自宅療養者の療養期間を、有症状者は原則10日間から7日間に、無症状者は検査で陰性が確認されることを条件に7日間から5日間に短縮された。（R4. 9. 8）
- 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンによる追加接種）開始（R4. 9. 20）
- 新型コロナウイルスの感染者の全数把握を簡略化し、詳しい報告の対象を重症化リスクが高い4類型に限定する運用が、全国一律で開始（R4. 9. 26）
- 観光需要の新たな喚起策「全国旅行支援」が開始（R4. 10. 11）
- 水際対策が緩和され、個人の外国人旅行客の入国が解禁等された。（R4. 10. 11）
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況が世界で総じて改善してきているなどとして、外務省が「感染症危険情報」のレベルを引き下げたことにより、渡航自粛を要請する国が無くなった。（R4. 10. 19）

# (8) 第7波（令和4年7月～令和4年10月）

## 2 本市の感染状況

- 7月4日には1日の新規患者が105人まで減少したが、その後、再び増加に転じ、同年8月19日には1日当たりの新規患者数が3,595人に上った。
- 第7波では40代以上の割合が、第6波に比べて増加した。
- 患者数に対する死亡者数の割合はこれまでで最も低く0.05%となった。
- 自宅療養者数も過去最多を記録し、一時的に26,000人以上の自宅療養者が発生した。



# (8) 第7波（令和4年7月～令和4年10月）

## 3 本市の取組

### 【感染対策の啓発】

- 令和4年9月26日以降、発生届の見直しに伴い、全国の多くの自治体では、発生届非対象者に対するSMS等による連絡が中止されたが、本市においては、引き続き、SMS等による連絡を行った。

### 【相談対応】

- 自宅療養者からの様々な相談に迅速かつ適切に対応するため、令和4年8月16日に本庁舎内に「自宅療養者相談センター」を設置し、一般相談、健康相談、自宅療養セットの受付発注、宿泊療養施設の入所の調整を一括で対応することとした。また、同年9月1日からは「自宅療養者相談センター」の民間事業者への業務委託を開始した。

### 【PCR検査等】

- 令和4年8月26日から、診療・検査医療機関への受診の集中を緩和し、迅速な陽性判定ができるよう、広島県が「広島県陽性者登録センター」を開設した。これにより、自宅等において、抗原定性検査キットを用いた自己検査により陽性と判明した者について、インターネットにより申請を受け付け、その情報をもとに陽性者登録センターの医師が陽性確定診断を行うことが可能となった。

### 【積極的疫学調査】

- 令和4年8月に患者等が爆発的に増加したことから、第6波までの調査内容を見直し、重症化リスクの高い患者等に対しては電話調査、重症化リスクの低い患者等に対してはSMSを活用した通知とするよう変更した。
- 同年9月26日以降は、全国一律で発生届の届出基準が変更となったため、調査対象者が全患者数の約1割程度となった。

## (8) 第7波（令和4年7月～令和4年10月）

### 3 本市の取組（続き）

#### 【健康観察】

- 重症化リスクがある患者（9月26日以降は、発生届の届出対象者）は、原則、広島県フォローアップセンターに対応を依頼し、施設入所中の患者や個別の対応が望ましい患者については、各区保健センターが健康観察を実施した。
- 重症化リスクがない者（9月26日以降は、上記届出の対象外の者）に対しては、SMS等で相談先を案内し、自宅療養者相談センター等で健康相談等の対応を行った。

#### 【コロナワクチン】

- 令和4年9月、令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンによる追加接種）を開始した。

### 4 総括・振り返り

- 第6波までと比較して死亡率が低くなり、重症化リスクがある者への対応を中心としつつ、多数の軽症患者にも対応できる体制を整備することが大きな課題であった。
- 9月26日の発生届出者の限定化の際には、国の方針決定から制度開始までの時間が短く、各保健所は準備期間がほとんどない状況で体制の変更等を余儀なくされ、本市も検討から実施体制の整備までを短時間で行う必要があった。
- 広島県が「広島県陽性者登録センター」を設置したことにより、増加し続ける患者に対応できるよう検査体制が大幅に強化された。



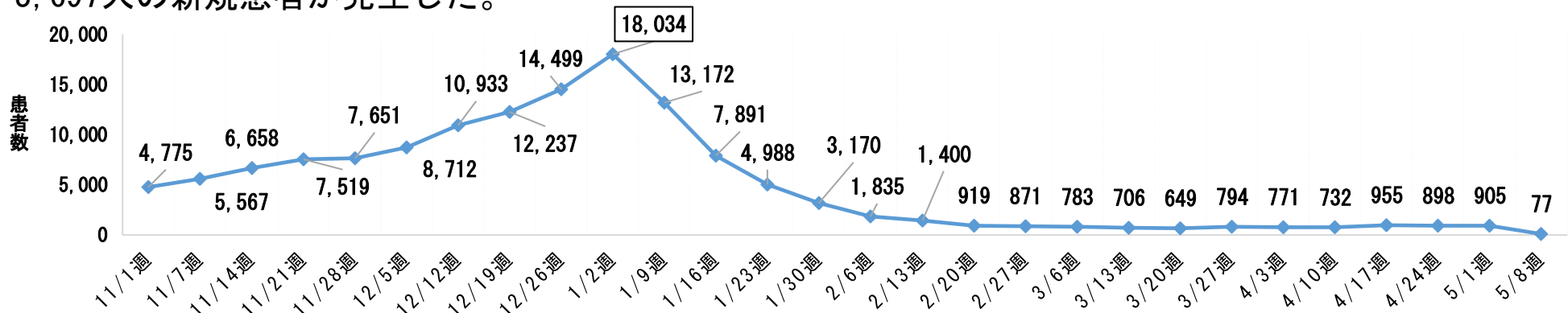
# (9) 第8波（令和4年11月～令和5年5月）

## 1 主な出来事

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の運用が停止された。（R4. 11. 17）
- 中国で新型コロナウイルスの感染が急拡大していることを受けて、中国からの入国者を対象に入国時の検査を実施するなど緊急の水際措置が開始された。（R4. 12. 30）
- マスクの着用について、屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねられることとなった。（R5. 3. 13）
- 水際対策のためこれまで求められてきたワクチン接種の証明書などの提出が不要となった。（R5. 4. 29）
- WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了すると発表（R5. 5. 5）
- 新型コロナの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に移行し、また、これに伴い、3年あまりにわたって設置されていた国の新型コロナ対策本部は、廃止された。（R5. 5. 8）

## 2 本市の感染状況

- 第7波から患者数が大幅に減少することなく上昇に転じ、令和5年1月6日には過去最大となる1日当たり3,697人の新規患者が発生した。



# (9) 第8波（令和4年11月～令和5年5月）

## 3 本市の取組

### 【感染対策の啓発等】

- 自宅療養者への相談先、療養方法、自宅療養セット申込方法等の情報の迅速な伝達を行うため、各区保健センターで送信していたSMSを自宅療養者相談センターにおいて一括して送信することとした。

### 【PCR検査等】

- 新型コロナウイルスの検査は、ほとんどが民間検査機関等で行われることとなり、令和5年1月以降は、衛生研究所に搬入される検体はほぼなくなった。
- 衛生研究所における定期的なゲノム解析は引き続き行った。

### 【積極的疫学調査】

- 民間事業者への委託分を超える調査件数については、本市の会計年度任用職員が対応するなど、基本的には当日中の調査対応が可能な体制とした。

## 4 総括・振り返り

- 国の水際対策も緩和され、国内の行動制限もほとんどない中、多くの新規患者が発生することとなり、各区保健センターの通常の業務と並行して実施することが課題となった。
- しかしながら、業務の外部委託や非正規職員活用の定着化により、以前のように保健所が逼迫する状況には至らなかった。

# 第4章 まとめ・今後の対応

# まとめ・今後の対応

## 取組のまとめ

本市では、度重なる感染拡大により、幾度となく医療機関や保健所機能等がひっ迫する中、関係機関等との連携の下、次のとおり様々な取組を実施してきました。

区分	取組の内容
患者等への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>リアルタイムPCR機器の増設など検査体制の充実</li><li>患者の重症度に応じた療養先の決定・調整</li><li>感染防護措置を講じた専用車両による患者移送体制の整備</li><li>感染者数などの感染状況に応じた積極的疫学調査の実施</li><li>アプリやSMSを活用した効率的な健康観察の実施</li></ul>
発生予防・まん延防止措置	<ul style="list-style-type: none"><li>関係課と連携した、高齢者施設や事業所等への感染対策に係る指導等</li><li>集団接種会場などにおけるコロナワクチン接種の実施</li></ul>
市民への啓発・相談受付	<ul style="list-style-type: none"><li>マスク着用や3密対策を始めとする感染対策の啓発等</li><li>市HPやSNS等を活用した感染者数やウイルスのゲノム解析結果等の公表</li><li>24時間対応のコールセンターの設置などによる相談体制の整備</li></ul>

感染者の迅速な把握と、それによる適切な医療の提供、健康観察等の支援が可能となるなど、結果として、他指定都市と比較し、人口当たりの死亡者数を抑える※ことができました。

※ 指定都市中、人口1,000人当たりの感染者数は4番目に多かった一方で、死亡者数は4番目に少なかった。

# まとめ・今後の対応

## 課題・今後の対応

新型コロナウイルス感染症対応の振り返りによって得られた主な課題については、次の3つの区分に分類されました。これらの課題については、現在策定中の感染症予防計画等に対応策を位置付け、今後の新興・再興感染症の発生に備えます。

区分	主な課題と対応
感染状況に応じた相談、検査、調査等の体制整備	<p>課題 ・感染者数が急増した際における相談受付や検査体制等のひっ迫への対応</p> <p>対応 ・専用相談窓口の早期設置に加え、検査試薬やマスク等の備蓄に努める。</p>
情報の収集・分析体制の整備、正しい知識の普及・啓発	<p>課題 ・患者発生状況や疫学調査結果等の迅速な収集・分析</p> <p>対応 ・感染症等に係る誤った情報による患者等への偏見や差別の防止</p> <p>対応 ・国・県等との連携により、迅速な情報の収集・分析体制を整備する。</p> <p>対応 ・効果的な広報を行うことにより、正しい知識を普及・啓発する。</p>
人員体制の整備、職員の人材育成	<p>課題 ・有事における応援職員の確保や効果的な配置等の支援・受援体制の整備</p> <p>課題 ・疫学調査等の専門的な業務や応援職員の適切な管理を行うことのできる人材の不足</p> <p>対応 ・全庁的な支援体制を整備するとともに、応援職員の従事業務を明確化するなど、保健所等の受入れ体制を整備する。</p> <p>対応 ・専門的な訓練や業務を統括する職員への研修を実施するなど、広く人材を育成する。</p>